

平成26年第6回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成26年12月9日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月9日午前9時6分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎 2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み 6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生 8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 10 番 下 中 一 郎</p> <p>11 番 繁 田 智 子 12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 山 中 淳 史</p> <p>教 育 長 森 井 惠 治</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長） 今 村 雅 勇</p> <p>理事（都市建設課長） 植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉</p> <p>税 務 課 長 経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長 城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長 上 田 武 司</p> <p>福 祉 課 長 塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p> <p>総 務 防 災 課 参 事 橋 本 雅 至</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹 田 中 裕 美</p> <p>主 任 竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について （平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）</p> <p>承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて （平成26年度平群町一般会計補正予算（第4号）について）</p>

町長提出議案
の題目

- | | |
|-----------|---|
| 議案第 3 4 号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 3 5 号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 4 4 号 | 平群町防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 5 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 6 号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 7 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 8 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 9 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 0 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 1 号 | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 2 号 | 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 3 号 | 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 4 号 | 平成 2 6 年度平群町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 議案第 5 5 号 | 平成 2 6 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 5 6 号 | 平成 2 6 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について |

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第57号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第58号 平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算（第2号）について</p> <p>議案第59号 平群町公共下水道三里・平等寺地区国道バイパス（東側）工事の変更請負契約の締結について</p> <p>同意第4号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第6号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p>
<p>請願</p>	<p>請願第1号 ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める請願書</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>6番 山口昌亮 7番 高幣幸生</p>

平成26年第6回（12月）
平群町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年12月9日（火）
午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第3号 | 議会の委任による専決処分の報告について
（平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第5 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度平群町一般会計補正予算（第4号）について） |
| 日程第6 | 議案第34号 | 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
（文教厚生委員長報告） |
| 日程第7 | 議案第35号 | 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
（文教厚生委員長報告） |
| 日程第8 | 議案第44号 | 平群町防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第45号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第47号 | 特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第50号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第51号 | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 16 議案第 52 号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 53 号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 54 号 平成 26 年度平群町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 19 議案第 55 号 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 56 号 平成 26 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 57 号 平成 26 年度平群町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 58 号 平成 26 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 59 号 平群町公共下水道三里・平等寺地区国道バイパス（東側）工事の変更請負契約の締結について
- 日程第 24 同意第 4 号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 6 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 27 請願第 1 号 ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める請願書

開 会 （午前 9時06分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第6回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日、平成26年平群町議会第6回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私何かと御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本年も余すところ3週間余りとなりました。14日には衆議院議員総選挙が執行されるなど、例年になく慌しい師走でございます。

さて、9月定例議会から3カ月が経過し、町内におきましてもさまざまな行事が開催されました。10月12日には第51回町民体育大会が開催されました。台風19号の影響により、開催が危ぶまれましたが、幸い天候にも恵まれ、青空のもと、各大字・自治会より多くの方に参加いただき、それぞれの競技においてスポーツを楽しんでいただきました。

11月3日には、長年にわたり、地方自治の振興、発展のために御尽力いただきました方々への地方自治功労者表彰式並びに第38回文化祭が開催されたところでございます。日ごろの文化活動の成果を御披露いただく場として、多くの町民の皆様にご参加をいただきました。

11月4日からはコミュニティバスのダイヤ改正を行いまして、利用者の利便性の向上を目指し、北ルートを南北循環ルートとしてルート改正を行い、緑ヶ丘地区に新たなバス停を設置しまして、多くの方に利用いただくよう努めているところでございます。

奈良で誕生いたしましたプロバスケットボールチーム、バンビシャス奈良の公式戦が、ことしの1月に引き続きまして、11月8日、9日に総合体育館におきまして開催されたところでございます。ふだん目にできないプロ選手の迫力あるプレーを見ることができ、町内外より多くの皆様にお越しいただきました。

ことしも11月15日土曜日、22日土曜日、それぞれ中央公民館、プリズムめぐりにおきまして、町政住民説明会を開催させていただきました。2日間、多くの参加者があり、住民の皆様から町政全般に対するさまざまな御意見をい

いただきました。情報の共有と行政の説明責任が図られた有意義な意見交換の場となりました。

11月16日には竜田川クリーンキャンペーンが開催され、多くのボランティアの方、また奈良県職員、町職員の参加をいただきました。今後におきましても竜田川の浄化と管理を行い、美しい竜田川を目指してまいりたいと思っております。

11月29日には住民協働のイベントとして、まちづくりシンポジウムを開催させていただきました。昨年策定いたしました第5次総合計画の基本的な理念であります住民と行政との協働によるまちづくりを目標に、町内においてさまざまな重点施策に取り組んでおられる住民代表の皆様より活動内容の事例報告をいただき、150名を超える町民の皆様に参加いただきました。このシンポジウムが平群町のまちづくりを進めていく上で大きな契機になることを期待いたしております。

さて、本議会では、報告案件が1件、承認案件が1件、条例制定が2件、条例改正が10件、予算補正が5件、議決案件が1件、人事案件が3件、計23件の議案を上程させていただいております。いずれも慎重審議を賜りまして、承認、可決、同意賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により6番、山口君、7番、高幣君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、

本日から12月18日までの10日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの10日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

12月9日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月10日（水） 文教厚生委員会 午前10時より

12月11日（木） 空いてございます。

12月12日（金） 空いてございます。

12月13日（土） 休会でございます。

12月14日（日） 休会でございます。

12月15日（月） 空いてございます。

12月16日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月17日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月18日（木） 本会議（最終日） 午後2時からで

ございます。

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。山田君。

○議会運営委員長（山田仁樹）

去る11月25日、午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から開会いたします平成26年平群町議会第6回定例会の会期、日程、議案の内容について協議を行い、内定をいたしました。

また、9月25日、10月2日、10月10日の3回にわたって、去る11月16日に開催をいたしました平成26年度の議会報告会の運営と内容について

て協議を行いました。また、インターネット中継に係る議員の配信画像の取り扱いについて協議を行いました。

以上です。

○議長

続きまして、文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会は、11月26日午前10時から開催いたしました。

案件については、清掃センターでの粗大ごみの処理の方法についてですね、これまでの方法を来年度から改めて清掃センターの直営で行うというような内容で報告を受けました。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。

副町長。

○副町長

それでは、私のほうからは、平成26年度予備費充用につきまして、2件御報告させていただきます。

まず、平成26年9月16日付で、公民館トイレの緊急改修のため、教育費、公民館総務費の修繕料に41万7,000円を充用させていただいております。

続きまして、10月9日付で、職員採用試験におけます受験者数が増加したことに伴い、採用事務委託料に不足を生じたため、総務費、一般管理費、事務委託料に16万円を充用させていただきました。

以上2件、合計57万7,000円を充用させていただきましたことをここに御報告させていただきます。

以上です。

○議長

次に、上下水道課長より報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、お手元に本日配付させていただきました榎原浄水場停止経過報告について御説明申し上げます。

今年度、8月15日に三里の住民から水道水の異臭ということで連絡がございまして、水質検査をしたところ、かなりカビ臭がするというので、その日から取水を停止しております。その後、8月18日に鳴川の取水口、これは池に入るまでの水なんですが、を調査しましたところ、ここではカビ臭がございませんでした。藤城池の原水ですね、19日に調査したところですね、池水の

カビ臭があったということで、原因が藤城池にあるということが明らかになりましたので、8月の26日から9月11日まで、藤城池の水を放流しまして、水位を下げるという対応をしました。その後、9月11日からまた藤城池の水を水路から引きまして、水位を7.5メートルまで上げた。池水をかなり入れかえたんですが、その後も、10月以降ですね、なかなかカビ臭がとれないという状況でございました。

裏面にも経過を記載しております。

10月、11月、なかなかカビ臭がとれないということで、11月の28日現在でまた池水を抜きまして、この日は5.17メートルまで水位を下げ、それ以降ですね、また水をためるようにしております。かなり池水の入れかえもできましたし、11月28日以降ですね、池の水位を下げたところ、水草等の刈り込み、除去も手作業でしたがやりまして、その後、水もたまっておりまして、もう一度水質検査をして、取水できる状況かどうかということを確認したいと考えております。

原因としましては、池自体の富栄養化によります藍藻類の発生する物質ということで、ジェオスミンというものが、いわゆる雨上がりのようなちょっとしたカビ臭というように表現されております。2-メチルイソボルネオール、これはどちらかという墨汁のような、墨のようなにおいがするというところでございます。これによりまして、いま現在で4か月ほど取水できておりませんので、これ以降ですね、3月等に県水の受水費の補正等も必要になってくるかと考えております。正確な量はわかりませんが、いまのところですね、10万トン以上、受水費の増加が見込まれるということでございます。

御報告申し上げます。

以上です。

○議長

次に、教育委員会総務課長より報告を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

教育委員会のほうから、新園こども園の開園準備の状況について御報告させていただきます。

現在、新園の工事につきましては、先週末時点で約72%の進捗状況となっており、来年4月の開園に向けて順調に進行しております。

また、同時に、園の開園に伴う必要備品につきましても、そのリストアップを幼稚園、保育園の現場職員とともに精力的に現在進めているところであり、これらの整理がつき次第、平成25年度、幼保一体化施設建設事業費の繰越明許費予算の範囲の中で流用も行いながら執行し、スムーズな開園準備に努めて

まいりたいというふうに考えています。

以上、報告させていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きますして

日程第4 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例について)

の報告を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

すみません。それでは、

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月9日報告

平群町長 岩崎 万勉

1枚おめくりをいただきまして、

専決処分書

平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月28日

平群町長 岩崎 万勉

1枚おめくりをいただきまして、

平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

平群町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年5月平群村条例第7号）の
一部を次のように改正する。

平成26年11月28日

平群町長 岩崎 万勉

平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号若しくは第4号若しくは第
3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第
1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」を「第13条の2第1項

第4号又は第2項第2号」に改める。

附則としまして、この条例は、平成26年12月1日から施行する。

末尾に提案理由をつけています。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）が平成26年4月23日に公布され、その一部の規定が平成26年12月1日から施行されるに当たり、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）が公布されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表をごらんください。

傍線部分が改正部分でございます。職場、地域における子育てしやすい環境整備に向け、次世代育成支援対策推進法の延長や児童扶養手当法の改正など、引用する上位法の一部改正によります条項の整理のための改正でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成26年度平群町一般会計補正予算（第4号）
について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第4号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして、

日程第6 議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案2件については、文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員会の委員長の報告を求めます。文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（山口昌亮）

文教厚生委員会委員長報告を行います。

去る9月22日、平成26年平群町議会第5回定例会の本会議において継続審査となりました議案について、11月26日、当委員会を開催して審査いたしました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

継続審査となっていました案件は、議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、この2件であります。

まず、議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業について、これらの施設、事業が給付の対象となることを確認するための運営に関する基準を定めるものです。

質疑では、利用申し込みで定数を超える場合の優先順位や選考方法についての質問に、幼稚園部分に当たる1号認定の応募が定数を上回った場合は抽せん

もしくは申し込み順での決定方法や、教育・保育方針、基本理念などに基づいて面接を行って入園を決定する方法が考えられる。保育の必要性のある子どもたちについては、保育の必要性の認定に関する条例の基準で認定した上で、それぞれ家庭状況などの指数表に基づいて点数化して優先順位を決定するとの答弁がありました。

指数表とはどのような表なのかとの質問に、資料を提出した上で、保護者の就労時間などの時間区分を細かく振り分けるなど、点数化して優先順位を決めていくとの答弁がありました。

現時点での応募状況についての質問に、11月4日から応募を受け付け、ゆめさとこども園が58名、はなさとこども園が28名との答弁がありました。

12条に、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならないとあるが、いま現在、平群町には具体的にどのような機関があるのかとの質問に、子育て支援センターや放課後児童クラブなどがあるとの答弁がありました。

利用者負担の部分で、特定教育・保育施設の利用において、通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものとするが、具体的にどのような費用が該当するのかとの質問に、PTA会費などがその他の部分で適当と認められる費用との答弁がありました。

17条の特定教育・保育に関する評価等という部分で、外部の者による評価を受けるとあるが、外部の者とはどういう者を指すのか。外部の者が行う評価の方法とはどのような方法が考えられているのか。その基準はどの質問に、現在も幼稚園では年1回、園長の評価に基づいて、PTAの代表や地域住民代表が議論、検討する学校関係者評価制度を行っている。今後も同じようにしていきたいとの答弁がありました。

緊急時の対応についての質問には、現在も保育園には保健師が常駐している。第1次的には資格者が対応し、対応し切れない場合は救急搬送、連携する医療機関にお任せするとの答弁がありました。

苦情の対応についての質問には、園の主任を窓口に行っているが、それぞれの園において第三者委員会の設置も考えているとの答弁がありました。

討論では、入園に当たっても厳密な基準を設け、公平・公正を保てるようにされていることがうかがえた。これはもちろん平群町の基準になるが、細かい管理運営あるいは基準について、私立の施設に対してもきちんと指導していただきたい。苦情窓口も条例で整備をすることもうたわれており、対応できる体制が一定とられていると評価している。外部評価についても条例でうたわれ、園長の評価に対しても、関係者や第三者による評価制度も今後も維持されてい

るということで賛成するとの発言がありました。

採決の結果、議案第34号は全会一致で可決するものと決しました。

次に、議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本条例は、改正後の児童福祉法の規定に基づき、新たな施設類型として定められる家庭的保育事業等について、認可基準である設備及び運営の基準を定めるものです。

質疑では、家庭的保育者の資格についての質問に、家庭的保育者または家庭的保育補助者の資格に応じて、研修もしくは基礎講座を受講して資格を得る形になっている。保育士の資格を持っていても、家庭的保育者の資格を得ていただくために研修を受ける必要がある。子育て支援員という仮称の創設も考えられており、子育て支援員の資格を取れば、家庭的保育事業、小規模保育、一次預かりの事業、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブの補助員などの事業に従事できることも考えられているとの答弁がありました。

事業所内保育事業が第5章にあるが、平群町に来られる予定の企業の中に事業所内保育を行われる予定があるのかとの質問に、現在はないとの答弁がありました。

また、事業所内保育事業で、利用定員の設定に事業所就労者以外の枠の規定があるが、これは平群町在住者の子どもも入園できるということかとの質問に、そのとおりであるとの答弁がありました。

討論では、最も懸念をしたのは保育職員の身分と人数だが、家庭的保育事業に当たっては、看護師、幼稚園教諭の資格を有している人でも再度研修を受けなければならないとの規定がされ、最低でも複数の保育者で保育を行うことが明らかになった。今後、平群町で安心して子育てができる環境づくりのためにも必要であると思うので、本条例案には賛成するとの意見がありました。

採決の結果、議案第35号は全会一致で可決するものと決しました。

以上が継続審査となった議案を当委員会が審査した結果であります。よって文教厚生委員長報告といたします。

平成26年12月9日
文教厚生委員会
委員長 山口 昌 亮

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、順次質疑、討論、採決を行います。

議案第34号 平群町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第34号についての採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。植田君。

○5番

議案第35号 平群町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、反対の立場で討論いたします。
第24条の家庭的保育事業の2で、家庭的保育者について、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者とあり、必ずしも保

育士資格を有するものでなくてもよいとされていることは、より高い保育の質を確保し、子どもの処遇や安全・安心を確保する上では、保育士に限定すべきである。

また、第32条の2、小規模保育事業所B型については、半数以上が保育士資格を有するものとされているが、これについてもより高い保育の質を確保し、子どもの処遇や安全・安心を確保するために独自に基準の上乗せ、例えばB型の保育士配置基準を4分の3以上にするなどすべきである。

また、第35条のC型保育基準について、家庭的保育者のうち、1人は保育士資格を有するものの、補助者がいれば5人以下の保育が可能となる。C型の場合、平群町の場合、利用定員は6人以上10人以下となっていることから、1人の保育士と補助者3人でも可能となるが、保育対象者は乳児または2歳に満たない幼児が対象であり、年齢的なものを考えると、保育士資格を有するものが当たることが安全・安心の保育を行う上で確保されなければならない。その点では、6人以上になれば2名の保育士を配置するなど、措置が必要だと考える。

また、第40条の居宅訪問型保育事業の職員について、家庭的保育者が1対1の保育をすることになっているが、保育士資格者の有無は規定されていない。このことにも質の高い安全・安心な保育を提供する上で問題があると考えます。

他の自治体でも国基準の上乗せを行っているところもある。県内でも家庭的保育者を保育士に限定しているところもある。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業など、認可を公的な立場で責任を持って行わなければならないことから、以上の点で、安全・安心、質の高い保育の確保については不十分であることから、議案第35号については反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。繁田君。

○11番

議案第35号については、賛成の立場で一言討論を申し上げたいと思います。

先ほどの委員長報告にもありましたように、本案については文教厚生委員会で審議をされました。その中で、私も委員の1名としまして、家庭的保育者の資格の問題については質疑をさせていただきました。その中で、保育士の資格を持っていても研修を受けなければならないというふうな厳密な規定が盛り込まれております。また、保育士資格がなくても、家庭的保育者、あるいは家庭的保育補助者の場合もきちんとした研修、あるいは基礎講座を受講して、資格を得るという形になっております。

保育士の資格というのは国家資格でありますし、重要なポイントではあるかと思いますが、地域の中で家庭的な形で保育を進めていく上で、研修を受けた人がその役を担うということも、あるいは重要ではないかと思います。余りにハードルを高くし過ぎて、かえって保育者を確保することが難しくなってしまうのではないかという側面もあることから、議案第35号については原案どおり施行されることが妥当ではないかと思います。その上で、もしそれに関して不都合があれば、その時点で見直すという作業も、あるいは必要になってくるかもわかりませんが、現行では、原案どおりで私は妥当ではないかというふうに判断をいたしました。

以上の理由で、本案には賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第35号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり可決されました。

続きまして

日程第8 議案第44号 平群町防災会議条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○ 8 番

この防災会議条例の一部を改正する条例であります。提案理由で、西和消防組合が解散され、奈良県広域消防組合が設立されたことに伴う文言等の一部の改正であると思っておりますけれども、この防災会議委員の定数が20名以内と、今回こう明確に定められました。東日本大震災を教訓に女性の目線、視点ということで、国のほうも女性の防災会議委員の割合を3割以上にしようというふうになり、自治体に呼びかけをされてきました。本町におきましても、東日本大震災以前はゼロ名でありましたが、4名まで増員をしていただいたことは評価をしたいと思います。本町15名、現行、防災会議メンバー15名で、20名の定員ですが15名であります。4名ということで、観光産業課の主幹、また健康保険課の主幹、はなさと保育園園長、日本赤十字奉仕団平群分区団長のこの4名が入っていただいておりますけれども、保健師さん等もやはり委員として、いろいろ御事情あると思うんですが任命をしていただいで、やっぱり3割以上の、この防災会議の中に女性が入っていただくことが大変大事だと思いますけれども、今回、この改正に伴うものに関連してお尋ねをしたいと思います。

○ 議 長

総務防災課参事。

○ 総務防災課参事

いまの窪議員さんの御質問でございます。

この条例の改正ですね、すぐに委員さんを増員するということは考えておりませんが、やはり平群町の地域防災計画の中に女性の視線であるとかですね、女性の意見を反映できるように、女性の委員は減らすことなく、これ以上、今後も女性の委員を、意見を反映できるようにしてまいりたいというふうに考えています。

○ 議 長

窪君。

○ 8 番

3割以上と、特にこの防災に関しましては、東日本大震災のときに、本当に避難所等々でも女性、高齢者、お子さん、障がい者の皆さんのその目線が欠けてたということで、本当に大変な思いをされて、国のほうもそのように言われておりますので、現行ではあと1名増員されることで3割になるということだと思っております。これは平群町のほうの思いですね、やっぱり3割にしようということは速やかにでもできるのではないかと。任期が2年で、来年等々までありますけれども、しっかりと次の機会にはまた御確認をさせていただきた

いと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議 長

森田君。

○4 番

この中にですね、副会長は副町長をもって充てるということに記載されておりますが、平群町において、過去に副町長が、欠員という表現がいいのかどうかかわからないですが、その場合の扱いはどのようになるのでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

一応、いままではですね、この防災会議条例の中で、副会長というのがどこにも規定がなくてですね、それで、防災会議の規程のほうで副会長ということに定めておりましたが、今回、この防災会議条例の中できちんと規定整備をさせていただきます。それで、万が一、副会長であります副町長が欠員となった場合はですね、町長が副会長を任命するというか、指定して、会議を行ってもらいたいというふうに考えます。

○議 長

森田君。

○4 番

その文言はどこに書いてるのでしょうか。記載されてるのでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

一応、防災会議の委員につきましてはですね、町長が委任または委嘱するとなっておりますので、町長が委嘱するというところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

委員じゃなくて、会長に次ぐ責任ある副会長の任命についてお尋ねしておる。委員については何もお尋ねしておりませんが。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

現在の平群町防災会議条例の中の第5条でございます。各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議

にはかって決めるというふうになっておりますので、それで決めたいと思います。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

いままでは副会長ってのはなかったわけでしょう。条例上はなかったわけじゃない。ここに書いてあるのは、会長に事故があるときはあらかじめ指名する委員やから、それは副会長でも何でもなくって、委員じゃない。だって、条例にないのに副会長を決めてたんですか。違うでしょう。それは、会長に事故があったときに、その職務を代理する人を決めてただけでしょう、この条例から見れば。だから、そこはいまの議論はちょっと違うというふうに思うんです。そのことは今度新たにつくるということなんですけどもね。それはそれで別に構わないんですが。

僕はね、ちょっと気になったのは、奈良県広域消防ができたからこの条例が変わるっていうことを提案理由で言ってるんだけど、それは単に西和消防が、要するに、これまでの一つの単独で、消防本部がなくなって奈良県広域消防の一つの消防署になったから、ただ委員はそこから1人派遣してもらおうというふうになるので書きかえたと、そこはわかるんです。でも、この提案理由だけやったら、そこだけ変えるだけで、あとについてはやね、要するにきちっと整理したいって、いま、言葉では説明あったけれども、議員の場合、事前にね、こういうのを見る場合にいろいろ見ますから、この前も言ったと思いますけど、提案理由ってのはね、もうちょっと正確に書いてほしいんです。これやったらほんの一部じゃない。ほんの一部しか提案理由になってない。でも、細かく全部書けとは言いませんが、いまで言ったらこんなほんの一部で、主には、要するに、これを機会にきちんと整備したいということでしょう。別に中身が悪いとは思いませんが、だから、そこんところはちゃんと提案理由で書いてもらわないとやね、だから、一つのもを変える機会にその他についても全部変えていくということやから、その辺はきちっとしてほしいと思うのと、1点質問します。副会長を置く理由は何ですか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

まず、先ほどの副会長ということで、防災会議条例の中では副会長というのは、以前の条例では触れておりませんでした。平群町防災会議規程の中で副

会長ということの規定をしておりましたので、それを条例の中に盛り込んだということで御理解を賜りたいと思います。

あと、副会長を置く理由ということですが、ここにも書いておりますとおりですね、町長に事故があるときとか、防災会議に來れないようなときということで考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○6 番

じゃあ、これまでも条例では決めてないけども、規則でやってたということですね。

それと、もう一つは、これも言葉尻をとって悪いんですが、これまでの専門委員については任命から、任命または委嘱するっていうのは、これは何でこういうふうにしないとだめなのか、その点だけ説明していただけますか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

任命または委嘱ということでございますが、同じような意味合いではございますが、委嘱というのが少し丁寧な言い方でございまして、ほかの団体の方を委員にする場合は委嘱、それで、同じ町の職員とかを任命する場合は任命ということで、文言の規定整備を行わさせていただきました。

以上でございます。

○議 長

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きますして

日程第9 議案第45号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第45号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

非常にわかりにくいのでちょっと聞きますけど、賞与については勤勉手当と期末手当とですよ、職員についてね。今回、12月分、今年度分については0.15カ月上げて、来年は夏と冬とあるからの関係でしょうけど、また0.075そこから下げるということなんですけど、じゃあ、勤勉手当とその期末手当を合わせてね、去年が何カ月で、月数で言ってもらったらいんですけど、ことしは幾らで来年幾ら、どうなりますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、この年間の期末勤勉手当の月数の総合計につきましては、従前、改正前につきましては、年間3.95カ月、それを年間4.105カ月に増やすということで、それにつきましては、6月が既に支給済みでございます。26年度6月につきましては1.9カ月の支給率でございました。それを、27年度につきましては1.975、合計、期末、勤勉を合わせまして1.975、0.075カ月を増やすと。

それから、この26年度の12月につきましては、この26年度中の6月分も合わせまして増やすということで、2.2カ月分に増やすということで、これはまとめて年間分、12月期のボーナスで調整するというごさいます。

それから、27年度以降につきましては、先ほど申し上げましたとおり、6月につきましては1.975カ月、12月につきましては2.125カ月という形での年間の支給率で、トータル4.10カ月の支給となっております。

○議長

山口君。

○6番

27年度も4.1でいいんですね。ことしと一緒ということですね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

26年度中につきましては、12月でその分を4.10カ月に調整するというごさ、27年度以降につきましては、年間の支給月数につきましては4.10カ月、一緒のごさいます。

○議長

山口君。

○6番

だから、今度のことしの人勧で上がった分は来年度そのまま、来年の人勧はどうなるかわかりませんが、とりあえずそういうごさ、年間、6月と12月の賞与支給についてはそうするごさなんですけど、これ、条例を見てるとね、その6月の分が、これ、年度合計で書いてるんやね。だから、6月は上げてないから12月で全部、0.15カ月上げると、だから来年、0.075下げないごさより多くなってしまうから下げるとごさやな。どうもわかりにくかったもんですから、はい、わかりました。結構です。

○議長

ほかにごさいませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第10 議案第46号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第46号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

いまの説明でよくわかりましたが、要するに、宿泊を伴わない場合は全て日当は支給しないということですね。だから、近畿2府4県と三重県以外はこれまでと一緒に本則でやるということ。はい、わかりました。

○議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第11 議案第47号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第48号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第49号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上3件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第47号 議案第48号 議案第49号 提案理由説明

○議長

これより議案第47号、議案第48号、議案第49号の3件に対する質疑に入ります。井戸君。

○1番

この財政が厳しい中でこういう旅費に関して減らすってということであるんですけども、近畿2府4県の外に行く場合と宿泊を伴う場合についてってところを、日当は近畿2府4県ならば支給しないってということにはなってるんですけども、財政上それが仕方がないと思うんですけども、ただちょっと1点、心配がありまして、近畿2府4県内の研修なり何なりだったら費用が少なく済むということで余り外に出ないんじゃないかと、そういう懸念があるんですけど

れども、積極的にやっぱり近畿2府4県以外にも、例えば研修にしても、イベントごとに参加するにしても、いいものはたくさんございますので、ぜひともその近畿2府4県にこだわらないと言いますか、どうしても予算上制約があれば、こういうをつくってしまうと、外へ出るなら近畿2府4県以内にしてしまおうかなという気にならなくもないと思うので、その辺をぜひとも外にも、いいものは外にもありますので、積極的に行っていただきたいなと思いますけれども、この辺、いかがでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

条例改正の内容につきましては、従前、平成11年度から、いまの形は平成20年度からでしたかね、一応そういった形で、限定しての支給という形にしておりました。いわゆる旅費日当というのは何に充てるかというのと、いわゆる旅費に伴う諸雑費に充当するという考え方でございます。そういったことから、近畿2府4県、三重県内ではほとんどそういったものは必要ではないであろうということで不支給とすることで、それより遠いところへ行く場合、当然いろんな諸雑費もかかってまいりますので支給するということで定めております。それにつきましては予算要求との関係もございますが、積極的に研修予算であるとか、当然、先ほど終わりましたけれども、職員の旅費の条例のとおりでございます。職員につきましても、研修につきましては充実していきたいということで、当然、予算の中では旅費日当を計上して、どんどんどん近畿2府4県以内にかかわらずいろんなところに研修に行くのはいいことであるかと思えます。

○議長

井戸君。

○1番

ぜひ外にも目を向けていただいて、よろしくお願いします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案3件に対する質疑を終結します。

これより議案第47号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第47号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第47号については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、これより議案第48号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第48号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第48号については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、これより議案第49号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第49号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号については原案どおり可決することに決しました。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時46分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

引き続きまして

日程第14 議案第50号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第50号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

去年も言ったかもわかりません。いつまで続けるのかなというのがね、毎年毎年やられてるんだけれども、例えばいろんな審議会とか、いろんなそういう委員の方々をお願いする場合に、当然いろんな専門的な知識を有する方とかです、そういう方に来ていただいて、やっぱりまちづくり全体を考えた場合に、やっぱりそれなりの報酬をきちんとするということが、平群町の今後の発展とか、そういうことを考えた場合にね、いつまでも財政的にどうのこうのと言ってですね、そういうところで2割カットというようなことをいつまでも続けるということが本当にいいのかどうかっていうのは、真剣に考えるべきだと思うんですね。そこんところがまず1点、いつまでやられるつもりなのか。これはも

う町長にお聞きしたい。

それから、もう一つは、今回、いま説明ありましたけれども、学識の監査委員に対してだけ日当ということで、当然いまより下がることないというふうな説明でしたけれどもね、じゃあ、その意味合いもよくわからない。当然町の監査委員としてやってもらうわけだから、監査請求等があればいろいろそれに対して審議するのは当然のことですし、いまの言い方でも、結局、安過ぎるというふうに町自身は思っておられるわけでしょう。弁護士の方に監査委員になっていただいてですね、そら、忙しい中で来てもらって、しょっちゅう来てもらった場合にでも月3万円というのはやっぱり安過ぎるという認識を持っておられるわけじゃないですか。だから、それならば全体のね、何で監査委員だけそういうふうにするんだっていうことになってしまおうと思うんでね、その辺も含めてですね、今回どうのこうのとは言いませんが、今後の方向も含めてね、毎年毎年同じようなことをやっておられるけれども、本当にそれでいいのかどうか、その辺、どのように考えておられるのか、その点、どうでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまの御指摘のとおり、確かに毎年毎年、平成17年度から、何らかの形で減額をお願いして、一応財政難ということでまいりました。確かにいろいろな審議会委員の皆様におかれましては、同じ委員という名前で呼ばれてもですね、大学の教授であるとか、弁護士さんであるとか、いろんな、税理士さん、そういった資格を持っておられる方がその審議会の委員になれる場合につきましてですね、やっぱりそういった人の就任に対しましては、非常に安いということも確かにございます。ただ、それぞれの審議会におきましても、各担当課のほうから、その先生方につきましては、非常に安いんですけどもこれをお願いしますということで就任いただきまして、いままでもやってきたところでございます。

監査委員につきましては、これはいままでから、この改正以前も、従前から監査委員につきましての学識経験者につきましては、いわゆるこういったカットの対象にしないということにつきましても、以前からも弁護士の方が監査委員につかれてるということもございます。弁護士報酬等々から見ますと、月2回の例月監査でしたら、無理を言って就任いただきましてですね、監査していただいているんですけども、特に監査請求とか、予期していないことがどんどんどんどんこのごろ起こります。そういった場合に、やはりそういった監査を

正確にさせていただくということも含めまして、今回、監査委員につきましては日額というふうに改めさせていただきました。

ただ、ほかの委員につきましても、このまま時限立法をいつまで続けるのかということにつきましては、これでいいということではなくて、引き続きまして、内容につきましては近隣市町村等々も検討いたしましてですね、今後も検討してまいりたいと、また、見直すべき場合につきましては見直したいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。窪君。

○ 8 番

いま、この目的はですね、財政健全化の観点からこういうふうな、大変費用は低いですが、近隣から比べまして、でも、近隣と財政状況が違う、また、町民の皆さんに固定資産税の分も標準課税を上げていただいている、そういう部分で、議会も2割カット、歳費、そういう部分で取り組んできた財政健全化の一つの一環であると、私もこれ、議会で何度も言わせていただきまして、大変低いのはわかりますけれども、財政がある程度、一定の健全化を、財政が安心だというときには改善を、またもとに戻したらいいと思いますが、それまでは、やはりみんなが一律にこの痛みは伴って、いま、各課、学識経験者、本当に御苦労して審議会等の会長さんになっていただいて、していただいておりますけれども、本当に真心から、低い金額でありますけれども、お受けをさせていただきますので、その点につきましては、私は、時限でありますけれども、引き続き財政健全化になるまでは継続をしていただきたいことは要望しておきたいと思っております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第15 議案第51号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第51号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

確認ですけど、福貴のテニスコートっていうのは、中学校の南側にあるテニスコートで、あれはほとんど中学生のテニスクラブが利用してるというふうに私は思ってたんですが、あれ、料金、これまで取ってたんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

福貴テニスコートにつきましては、現行の条例の中に社会体育施設として入ってるんですけども、実態上、中学校のテニス部の練習場所ということで、一般貸し出しも現実的には行っておりませんでした。料金のほうも減免適用で、無料ということで、徴収はしておりません。

○議 長

山口君。

○6 番

じゃあ、あれを別に今回廃止するからって、なくすわけではないと思うんですが、ということは、中学校のほうで専用に見えるように何らかの措置をとるということによろしいんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回の改正ではこれを削除して、そのように対応していくというふうに思っています。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第16 議案第52号 平群町斎場設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第52号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

この別表の1の(1)と(2)とですね、表現がちょっとわかりにくいんですけども、(1)の場合はですね、死産とかそういうのを書かれてないんですけど、あえて(2)で書かれてる意味合いがあるんでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

生駒市の受け入れとして、死産届というのは(2)で明記しているとおりでございまして、(1)では、本町の受け入れにおいては、一応死亡者又は喪主が本町に住民票を有しているというところで、死産届け出の部分につきましても、本町につきましては(1)の適用で対応するというところがございますが、生駒市住民の御利用に際しましては死産届出人ということで、きっちりと明記をさせていただいたということがございます。

○議長

森田君。

○4番

非常にわかりにくいと思うんですね、条文として。本町の場合は、死産とか、そういうもので、人体の一部を失った場合にも同じ扱いをしてるんでしょう。じゃないんですか。何か条文がちょっとわかりにくいと思うんですよね。だから、生駒市と相互連携であれば、もっと明快にすべきじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

この件もかなり検討をした部分でございますが、死産届と申しますのが、死産と申しますのが、基本的にまだ住民票を有していない方でございますので、生駒市の死産の部分を受け入れをさせていただくのだったら、その辺をきっちりと明記させていただくことが、生駒市の条文で言えば、住民票を有している方に限定しているところなんですけど、死産届につきましてはその住民票がないことから、死産届出人をきっちりと明記させていただいて、その方が生駒市の住民であれば平群町の料金で受け入れをさせていただくというようなことござ

ざいます。

○議 長

森田君。

○4 番

そうするとですね、(1)の死産届というのは、住民票がないわけでしょう。(1)の場合はどうなるんですか、ほんなら。住民票がない人に、死亡者又は喪主という表現が適切じゃないんじゃないかと私は思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか、課長。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

適切であるかどうかというところはちょっと難しいところですが、今回の条例の改正部分については、その部分は特に改正内容じゃないんですが、いままでの運用からで、死産の対応につきましては、(1)の部分で本町の届け出人が、喪主がというところで本町の対応をさせていただいていると、死産の届け出される喪主がというところで、平群町の住民の対応をさせていただいてるということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

それであれば別の機会でもいいんですけど、(2)をもう少し明記する必要があるんじゃないかと思うんですよね。何か1番と2番がものすごく乖離してるように条文で思いますので、その辺はお願いだけしておきます。

○議 長

山田君。

○9 番

この斎場施設については、平群町、大変長い間の悲願と言いますか、その上でやっとできた施設。今回、生駒市と連携をするということですね、平群町にとっても、し尿処理も含めた財政出動の軽減も含めてですね、そういった意味で、住民に対しても理解を得られるために、今後、そのことによる歳出負担がいかになっていくかということをしかりと確認していかなければならないことだと思うんですが、先ほど、全員協議会の中では、1日1体を限度とするという御説明があったんですが、平群町の負担にならない範囲でということになりますと、1日何体かの火葬を受けることにもなると思います。

その中で、全員協議会の中ではですね、過去に、斎場の運営の当初に試算と

して私たちが聞いていたのは、1体の火葬について、実質的費用は、当時は7万円前後であるというふうに聞いていたんですが、全員協議会の試算の中では、1体の火葬の経費が1万6,800円であるということの報告があったと思うんですが、まず1点はこのことの確認、これでいいのか。と言いますのも、その後、確かに算出根拠をいただきました。その算出根拠の中ではですね、燃料費や光熱費等は火葬棟と葬祭棟等で、灯油代は別としてですね、水道光熱費は案分されているんですが、賃金や人件費は含まれていないという経費の中です。委託料が363日、これ、1日4体の火葬として計算されている。そうすると、1,456体として委託料を割られているようなんです。それで1万6,800円、まず、そういう計算の私の理解でいいのかどうかをお答えいただきたい。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

全協の際に、1体当たりの火葬がどれぐらいかかるかということの御質問の中で、私、これはあくまでも実態から一応換算いたしまして、1体当たり約1万6,800円ぐらいが経費としてかかっているということを申し上げました。いま山田議員の御指摘のように、確かにこの計算上でいま確認をしますと、委託料というのが、年間894万ほど委託料を払っているわけですが、御指摘のように、1年間のトータルで4体火葬ができましたら、一応1,456体という計算になりますので、それを1体当たりに換算した、そこにプラスしたものでございますので、実態的なことを言いますと、25年度では336体の火葬がございました。それで894万6,000円という委託料なんです。それで単純に割りますと、1体当たりの委託料としての費用というのが2万6,600円ほどの費用になるかと思われ。それで言いますと、諸経費と合計いたしますと約3万8,000円ぐらいの1体当たりの火葬になってこようかなというような計算になります。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。そのとおりですよ。実質の25年度の火葬件数で、336体の火葬を割り戻しますと3万8,400円、1体当たりぐらいになる。そうすると、町内の料金1万5,000円に対して、生駒市さんからの来分は、町としても約2万3,000円ほどの負担等になるということになるんで

すよね。ただ、生駒市さんのほうも、向こうの関係者の方にもちょっとお話を聞きますと、生駒市のほうでも火葬もあるので、もっと安いようですが、住民の方が市内で火葬するとなると負担がもっと低いようですので、そんなに増えないのではないのかなということも試算されているようですが、まだわかりません、それはね。おそらく、いま、平群町は火葬自体が増えるだろうという試算もされてる。全協の中でも、委託料としても、いまの、これまでの現状ではいけない、おそらく増員も含めて委託料も増えるというお話があったんですが、そうしますと27年度の単純ないまの試算としてですね、町の負担増と言いますか、歳出増としてはどれぐらいと考えられているんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

火葬業務の委託料といたしましては、いま、27年度の予算編成時期でございます。いろいろと見積もりをもらうなり、いろいろ協議をする中でございますが、約1,000万ほどの増になるかということで予測をしています。

○議長

山田君。

○9番

1,000万の増になるというリスクがありますが、その一方で、し尿の処理ということでの軽減も考えられるということで、住民の方々に説明をされていて理解を求めるとのことだと思っております。そういった意味でもね、動物の火葬については、平群町と同様に狂犬病予防法に基づく登録も含めた手続、確認もされるようですが、ただ、犬、猫については住民票がそれ以外にはないのでですね、本当に生駒市の住民の方の飼い猫、飼い犬なのかということも含めてですね、どれほど犬、猫の火葬が増えるかもわかりません。そういった意味では、この予想以上にも歳出が増えていく可能性も、一面もあると思っております。住民説明責任の中でですね、やっぱり今後、この推移をしっかりと確認していくとか、データとして持っていく必要があると思っておりますが、そういった意味で、そのことをこれからも、説明責任という意味でですね、しっかりと確認、追いつけるということをお約束していただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

おっしゃっていただくとおりでございます。実際には運用を開始しなければわからない点があるかと思っております。そういう点からして、生駒市からの受け

入れがどれだけになるかというところもきっちりとつかみまして、今後、確認をしていくというふうにしたいと思っております。

以上です。

○議長

ほかに。下中君。

○10番

いま課長のほうから説明がありました生駒市との連携の中で、全協の中では、生駒市から1体を限度として受け入れるという説明がありました。きょう、いま、提案理由の中でも説明がありまして、平群町民に支障がない限り、2体になるのか3体になるのか知りませんが受け入れるというふうに言われました。その間、どういう経緯でこうなったのかを説明願いたいのと、これは予想の立てれるものではございませんので、不意に起こるものですので、たまたまあいてるので生駒市から3人申し込みがあったと、そのときに、やや遅れて町内の方が申し込みに行かれたら、いや、生駒市さんからもういっぱいできませんというようなことも起こり得ると私は思いますので、その辺、1体限度であった分がもう少しというふうに、きょう、説明がありましたが、その辺の経過と、実際2体に限定するのか、予測のできないことで利用されますので、その辺、どう考えておられるのか、説明願いたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

全協の中では1日1体を限度としてということで、限定した申し上げ方をしとったんですけど、それは少し緩和と言うんですか、受け入れをもう少し柔軟に考えてという意味合いもございます。ただし、平群町の住民の方には当然支障のない範囲で運用していくということでございますので、一応、1日の火葬というのは、1日4体が火葬可能となっております。運用に当たりましてはきっちりと、平群町の住民の方の御利用の受け入れ度合い、時間帯というのは、特に時間帯で申しますと、12時台というのは多い時間帯でもございますし、その辺については平群町の住民の利用にできるだけ供した形で運用を考えていきたいというふうに考えております。

そういうところで、1日1体を限度としてということになれば、あいている状況であれば生駒市から受け入れをさせていただくとなれば、2体目が、そしてたら町外料金でいただくのかというところもいろいろ検討の中では考えてたんですが、その辺は、あいている状況であれば柔軟に考えていきたいというのが結論でございます。

以上です。

○議 長

下中君。

○10番

1日1体を限度として、我々と同じ料金で受けるということで、それは相互連携の中では了とは思いますが。ただ、いまも言われたように、じゃあ、あいてるので2体、3体の場合も同じようにいくというように、ニュアンスに聞こえましたけれども、実際、我々の施設として、それが町民に納得してもらえるのかなとも懸念されるところだと思います。少し合点がいかないような気がしますねけれども、本当に町民の、我々の利用するのに支障がないのかということも、なかなか保障もできません、これは。あした亡くなりますとか、あさって予約しますというものではございませんので、その辺、運用の中でやっていくというような、いま、課長の話でありますけど、実際、現場でいろいろと、申請を受け付ける場合でもいろんなトラブルも発生すると思います、そういう場合は。そういうことで、気持ちよく利用したいものが気持ちよく利用できないということも多々出てくると思いますのでね、その辺、もう少し考えていただくわけにはいきませんか。やっぱりもう少し知恵を絞るというような方法が必要かと思えますねけれども、いかがですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

確かにおっしゃっていただくように、実際運用しなければ、どれだけ生駒市からの要望があるか、受け入れがあるかどうかはわかりませんが、一応、生駒市との協議の中では、全協でも申し上げましたように、おおむね100体ぐらいが年間考えられると、地域的に言えば南部の方の利用が考えられるということで、年間100体ぐらいかというふうなところでございます。ただ、確かにお亡くなりになられるというのは予期せぬことではございますので、重なる場合も当然でございますし、その点については十分考えられるところなんですけど、運用に当たっては、先ほど申しましたように、1日4体の火葬の中で、平群町の住民さんにいかに利用枠としてきっちり押さえさせていただくかというのは、運用の中では考えていきたいなど。それは、先ほどおっしゃっていただいたように、いろいろと運用に当たっては、十分その点は考えながら、知恵を絞ったっていうんですか、考えながら、できるだけ利用の実態状況に合わせて運用をきっちりと進めていきたいなど、いままでの実態状況をあわせて考えながらやっていきたいなどというふうに思っております。

以上です。

○議 長

下中君。

○10番

いまのところ4体が可能ということで、私どもの斎場は運用されております。その中で、いまはもう先着順ということで、町内外関係なしですよ。仮に奈良市の方も郡山市の方も同じようではありますが、やはりその中で、特に生駒市さんと連携で、我々と同じということで、数が増えるかもわかりませんし、実際、4月1日から運用して初めて数字が出てくるだけで、いまのところ、なかなか予想もつきにくいと思いますけれども、やはり我々の、町民の施設であるということ、それを確実に申し込まれたときに気持ちよく利用されると、町民が、そういうように運用の中できちっと決めて処理に当たっていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

山田君。

○9番

いまのお話で、私も意見を一言だけ申し述べたいんですけど、運用の中で考えるということなんですけど、不測の事態も起こり得るわけでしょう。いま、民間の、民間と言いますか、田原のほうにも施設があるようで、生駒市さんも利用されてるのかもわかりませんが、例えばいまの菜畑のほうですかね、その斎場が故障したと、使えなくなったと、一気にそういう大阪の田原のほうよりも平群町が安いということで、平群町に全部が来る可能性もあるわけですよ。行政間の中で知らないというわけにもいかないんですけど、利用料が安いということで全部が流れてくるということになると、平群町の住民、人数の割合から言ってもどうしようもないのはもう歴然としているんで、その辺も含めてですね、しっかりと約束事というのはですね、取り決めをしていただきたいということをお願いをしておきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

十分運用に当たっては、その辺のことはきっちり考えながら、生駒市との協議もまた進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。森田君。

○ 4 番

運用のことをございます、いま、あそこに職員はどなたが、正職の方が張りついておられるんでしょいか。臨時職員なり委託業者が張りついてるんでしょいか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

事務所には臨時職員、細かく言いますと、平日勤務、8時30分から17時15分までは職員が2名張りついております。臨時職員をございます。土日、祝日等につきましては、シルバー人材センターのほうで委託をして、事務所の管理をしていただいと。それから、火葬棟の運営に当たっては、先ほどから申し上げております委託業務で運営をしていただいと、そのような状況をございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

いま他の議員からありましたようにですね、運用というんですか、運営をきっちりしていただくにはですね、やはり正職の方が常駐されるのがあるべき姿じゃないかなと思うんです。私ども議員としては、その人事権がないのでですね、そういうことは申し上げられませんが、やはり正規の職員が常駐してですね、運営管理をしていただくことをお願いだけはしておきます。

○ 議 長

ほか。窪君。

○ 8 番

生駒市との連携ということで、メリットもあればデメリットもあると思うんですけれども、やはり町民サービスの低下をしないようにだけはしていただきたいと思うんです。そして、いままでもこの野菊の里は、案外、重なるときはすごく重なるんです。重ならないときはそうなんですけれども、そういう部分で、いままで申請受け付けをして断った件数っていう、そういうふうな実態調査は、記録的にはされているんでしょいか。まず、それをお尋ねしたいと思います。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

いままでの御利用の中で、利用申請の中で、当然バッティングする場合というのはございます。ですから、その場合は日をずらしていただく、時間をずらしていただくというような対応をさせていただいてますんで、別に断るとかということではないんですが、たまたまバッティングしてますんで、それは優先順位での御利用になりますんで、申しわけございませんが詰まっておりますということでの御理解をいただいて、時間をずらしていただく、日をずらしていただくという形の対応でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

今回の生駒市との連携は、火葬棟は生駒市の方には町内料金で、葬祭棟は町外料金、そこはそのまま、それは大変大事なことだと思うんです。ただ、火葬棟がそういうふうになった場合、横に葬祭棟がありますので、それも御利用される方も増えるのではないかと思うんです。いま、家族葬が増えておりますので、葬祭棟の大きなそういうセレモニーをされる方も減ってるとお聞きしているんですけども、やはり町民サービスに支障が出てるか出てないかということは、いま他の議員もおっしゃいましたけれども、ちゃんとした正職の方がつかれてないという実態の中で、全然わからないと思うんですね。ですから、きちりとその実態を、いま課長は、バッティングした場合は時間をずらすとありました。時間もずらされないような事態が発生することもあるかもわかりませんので、やはり申請受け付けの段階では、きちりとして全部申請の受け付けは名簿に記載するようなことはやはりしていただきたいと思うんですね。申請された実態ですね、それはやはり記録として残していただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ちょっと、いまのお話で、申請された方を全て記録に残せということですか。申請されて、あいてなかったら、そこは別途の時間にとっていただきますので、それはそれでまた申請していただくと。だから、申請書に残ってるのは、あくまでも確実に利用できる時間帯で申請をしていただいているというのがいまの実態ですので、申しわけないですけど、そういうような実態でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

そうなんですけれども、でも、申請してもお断りしたということでも、それでないと、支障が出てるか出てないかということは、町としてどのように把握されるのかなと思うんですね。それは、1体もないときに、例えば生駒から3体、それは御利用して下さったらいいことなんですけれども、やはり町民の大切な施設ですので、やはりそれが支障が起こるようなこと、いままでも、連携をとる前も大変重なってお困りだというようなお声も多々聞いておりますのでね、そういうふうな把握だけはしっかりとさせていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

おっしゃっている意味はよくわかります。できるだけ把握できるようには努めたいんですが、何せ申請主義ですんで、申請書は残るんですけど、その辺の、バッティングして時間をずらしていただくというところもできるだけ把握に努めて、その辺の実態については確認をしていきたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○8 番

バッティングして御利用いただいたらそんで、バッティングしても時間をずらせて御利用いただいたら、それはそれでいいわけですね。それは、一遍に重なる場合はあるんですが、だから、お断りした場合、申請されたけれども申請できなかった、申し込みをされたけれどもそれはもうできなかったというものの、御理解いただけますでしょうか。申請、電話をしたけれども、斎場のほうでは、いまはいっぱいで無理ですとお断りした町内の人たちの把握をしてくださいと申し上げてるんですけど、ちょっと説明、わかりにくいでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

私も先ほどそのような、おっしゃっていただいている理解で思っているんですけど、要は、その辺の把握はきっちりと、できるだけ努めたいと思っています。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

あのね、ちょっと初めに条文のことで、改めてお聞きしますけれども、死亡者又は喪主が本町に住民票を有している場合、例えば平群の住民の方が、お母さ

んが奈良市にお住まいで、喪主が、息子さんが平群町にいてはったと。その喪主ということで、奈良市でお住まいのお母さんを平群町で火葬する場合は1万5,000円の町民並みで対応しますよというのがこの条例ちゃうの。ということで私は認識してんねけど、まずその点、1点ね。それは、生駒市さんはそう違うよと、生駒市さんは住民票皆入っていかないと、喪主云々関係ないですよということを明記してますよという条文改正、まず1点、それで、認識でよろしいですかということで御答弁いただきたい。

それで、城課長は、先ほどいろいろ話、出てますけども、1日1体を、それと100体を限度とするという、全協で御説明をされました。そこでお聞きしますけどね、いま、いろいろ平群町内に3カ所、実質、家族葬4カ所なんのかな、民間の方がされてるので4カ所ですね。会場というか、式場というか、4カ所ぐらい、家族葬ですよ。1日に3基稼働されたのは364日やな、いま、1月1日はお休みやからな。何日間3基稼働された日にちがありますかということの一つ聞きたいことと、それと、もう一つは、バッティングいろいろするのは、いろんなそれは条件あると思います。僕はね、一つ違った視野で考えるならばね、家族葬でされるのは個人の民間のところでされます。いやいや、うちのは家族葬違うよ、一般的なお葬儀をしたいよということで、葬祭棟に、私は非常に少ないのに問題があるんじゃないかなと思います。というのは、例えば11時にご互いに火葬を2体、別々の棟で、半時間ずらしてされたところで、葬祭棟の葬儀場が別々にされたら、そんで2体できますね。半時間ずれたとこでね。そこで、僕が言いたいのは、葬祭棟が少ない。平群町の住民にとって、公共施設の葬祭棟を私は増設すべきやなというふうに個人的に思ってますよ。これについては、一般の個人葬がこういう時代になってきたから、私は具体的に、入ってすぐの左側の大きなロビーへ、待合室っていうのかな、あこを個人葬に改修したらどやという御提案も、議会で説明もさせていただきました。要はね、葬儀をされてからこっちまで寝台車で、火葬場まで輸送は要らないわけや、その敷地内に家族葬の葬祭棟があればね。非常に家族にとっても便利がいいわけや、いまの施設は。そこでね、絶対ね、僕は1日1体、ほなら2体来たらどうなるんやって、生駒市さんが2体要請あったらどうなるんやという問題も、そら絶対出てくる。100体を限度とする、これも非常にクエスチョンと私は思います。

それと、いま、先ほどあったように、生駒市の炉が故障した。これは友情の関係で、行政間は皆、ごみでも一緒でございましてね、うちの焼却場が故障した場合、いろいろご互いに三郷町とか、郡山市さんとか、お願いしたこともある。郡山市さんも炉が故障した場合、平群町の焼却場で対応させてもうたこ

とがあります。しかし、7月から生駒市さんは8,000円か6,000円やった料金が1万円に今度改正されました。大人の場合ですね。平群町は、いま現在、1万5,000円でございます。生駒市さんは生駒市さんで、そういう料金の改定はされてますけどね、僕はね、ここが一番大事なのはね、平群の住民にとっては本当に支障を来してたら大変なことになるから、例えば、個人葬の葬祭棟をいまの葬祭棟を改修するとかね、そのようになっていたらね、3基ある炉を私はもっと活用できるんじゃないかなと思いますよ。収骨するところが1基しかないから、1日4回しか使われない、3基ある炉であってもということ、課長は先ほどおっしゃってるわけや。そういういろんな大きなことを考えたらね、課長、本当に平群の住民が皆、議員さん、ほんまに100体で済むのかいな、本当に1日1体かいな、これ、非常に不安、皆、されてると思いますわ。僕もそれ、思うてますよ。ならばね、いろんなことを考えていくべきちゃうの、全体的に、事を。それと、僕のこの条例の読み違いが、僕はそういうふうに理解してんねけど、その条例の件と、364日のうち、3基をフル稼働させた日にちは何日ありましたか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、条文のほうでございます。本町の御利用では、死亡者又は喪主がということの表現でさせていただいておまして、議員お述べのように、お亡くなりになられたのは町外で亡くなられて、喪主の方が平群町でお住まいでしたら、それは平群町の料金で火葬させていただくということでの平群町の運用でございます。そのような条文でいままでからさせていただいておりますし、その条文はそのとおりでございます。

それから、1日、火葬炉の利用状況でございますが、3体の火葬がどれほどあったか、3炉を使った利用がどれほどあったかということでございます。25年度では22日ございました。ちょっとさかのぼって言いますと、24年度は17日でございます。23年度は9日間という、3炉の利用でございますが、そのような実績でございます。状況でございます。

○議長

馬本君。

○12番

一つ目の質問については、生駒市さんの方については住民票を有して、喪主が絶対生駒市民の方でなかったらだめですよと、まして死亡された方もそうでなかったらだめですよという明文化した2項になっているということで理解でき

ました。

三つ目につきましたはね、22日間ありましたけども、その日に収骨されたのは何体ありましたか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

申しわけございません。そこまで、その日の収骨がどういう状況であるかというのは、きっちりと私、いま把握はしておりません。ただ、時間帯が、最終が2時でございますので、2時間後の4時には収骨が可能でございますので、ほとんどはその日に収骨されていると理解しております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

それは町外の方も皆、町の方もね、全体入っての話だと思いますけども、2時に火葬されたら、1時間火葬して、1時間冷やされて、2時間後に収骨という形で機械がメンテってなってるんやけど、僕、思うねけどね、課長、先ほど僕ちょっとした提案やねんやけど、3基もあればね、何でもっとフル活用じゃないけどもね、住民に支障を来さないようなことを考えておられませんか。そこら辺はどうですか。その日に収骨されるとなればね、1基でね、例えばでっせ、10時から火葬されたら12時ですね、収骨は。そうですね。それ、1時間休憩して、2時から火葬されたら4時ですね。1基に対して2体その日に収骨できますね。具体的に言えばですよ。3基あれば6体、けれども、要するに収骨をする施設が一つしかないから、4体しかフル稼働ではできませんという理解でよろしいんですか。どうですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

お述べのように、平群町の火葬炉は3基、3炉ございまして、一応11時、12時、1時、2時と、時間帯はそのような割り振りで受け入れをさせていただいているところでございます。火葬から収骨には一応2時間という時間を設けさせていただいているところでございまして、お述べのように、平群町の火葬施設は告別室が一つと収骨室が一つということで、それぞれその収骨室、あるいは告別室を御利用いただくのが1体ごとにということが限定されます。そういうことからそういうような、1日4体の時間割り振りをして御利用いただ

いてるっていうのがいまの実態でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

あのね、要するに、火葬は11時からしないということでしょう、極端に言うたら。どこも法律書いてない。例えばですよ、10時に火葬しようと、それは自分ら内規で決めてるだけや。私はそう思いまっせ。僕の言いたいのはね、いまでも住民にいろいろ支障を来す日ができてるわけや。そやのに、何でもっと考えへんのかということ言うてるわけやんか。3基もあるんやから、その3基をまずフル活用、住民に支障を来さないような火葬の運営、並びに葬祭棟の施設のいろんな包含するときに来てるんちゃうかな。まして生駒市さんが、今度、火葬だけ受けますよとなればね、やっぱり住民に支障を来すのちゃうかなというのは全部持つてはると思いまっせ。けれども100体、これもちょっとクエスチョン。1日1体、これもクエスチョン。ほな、実態として、27年度やってみやなわかりません、これもクエスチョン。わかりません、わかりませんなんですけどもね。

課長ね、具体的にね、もっとやっぱりいろんな、考えなあかんのちゃうかな。いま、火葬、11時からされてるけど、ひょっとしたらうちのほう、火葬は10時からやりますよというような中身で運営しはったらよろしいのや。10時からやったら12時でしょう。掃除する時間、云々の収骨終わっての時間、その火葬炉は1時からやったらまず使えますやん。1時から言うたら、3時になったら終わりますやん。収骨されて、あと掃除されたら、そんで、1基で2体利用できるわけやろう。そういうことやろう。いま、最後の、中に入られて、遺族の方と一緒にね、お別れの場所が1カ所しかないですよ、半時間ずらしたらええねん。いろんなそれは運営の、いろいろ考えはったらええと思うねん。要は、平群町の住民がいまよりも支障があっては困りまっせという、その自信を持った御答弁をお願いしたいと言うてることであらう。それだけ御答弁いただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

利用としては、これは一応統計をとった内容でございますが、先ほど申しましたように、1日3回の利用というのは、25年度では22回ございました。22日ございました。1日4体までは可能でございますので、4体を火葬させていただいたという日は、25年では1日ございました。限度の4体ですね。

先ほど申しましたように、3体の火葬というのは22日ほどございました。稼働率で申しますと、年間、1日4体ということであれば、年間1,456体の火葬が可能となります。25年度で言いますと、町内、町外を合わせて336体の火葬をさせていただいた。24年度は352体、大体そのような実績でございますが、稼働率で言いますと、25年度では23.1%、24年度では24.2%ということで、数字だけ言いますと、火葬の余裕っていうんですか、件数の余裕っていうのは、その中ではうかがえるわけでございます。ただ、同時に重なるという、支障という意味合いでは、そういう同時に重なるという部分ではございますが、数だけで、件数だけで申し上げますと、いま申し上げるような実態でございまして、確かに今後の推移というのはどうなるかわかりませんが、その辺につきましては、平群町の住民の支障のないことを十分勘案いたしまして、利用に向けてきっちりと対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

やってみやんなわからへんっていうのは、それは確かだと思います。けれどもね、町長、これは、連携は大事なことでございますんで、困っておられるところを市町村がご互いにフォローし合う、これは僕は大事なことだと思う。これはもう大事なこと。特にこの火葬については、生駒市さん、最初、全協で、1日1体ですよ、100体を大体限度としますよという御答弁を、全協ですよ、されておったのでね、担当者がね、皆さんそのように思っておられたが、今度、平群町の住民の支障のないときにはそのような、また生駒市さんの対応をさせていただくというふうな形になったんで、いろいろ皆さん、御意見あったと思います。そこで、協定も済んで、いろいろ今後も進んでいかな、これだけの話では違いますんで、けれども、火葬場っていうのは、非常に平群町にとっては、全協で言いましたけども、歴代の町長、並びに関係職員さん、議会さん、大変御苦労されて、やっと野菊の里が開所されたわけでございます。運営についてね、もう少しいろんな効率のいいね、課長、効率のいい運営って失礼な話やけど、火葬が効率ええって言ったら、そういうものの言い方はちょっと合わないかどうかわからないけども、そういういろんなもんをいろんな角度から見てね、やっぱり勉強することも、研究することも僕は大切やったんちゃうかなと、今後もしていかないかんのちゃうかなと。やっぱり葬祭棟も、やっぱりこれは生駒市民さんがお使いになるとか、そういう意味ちゃうんですよ。平群町のやっ

ぱり、民間にようけ葬祭棟できてるやないか、個人で持っておられるやないかと、葬儀場持っておられるやないかと。また、公共施設をね、民間さんといろいろ、民間さんの商売に支障を来す問題ではないですけども、そういう意味で言ってるんじゃないけども、やっぱりそういうとことも、いろんな研究をしながらね、調査、研究しますとおっしゃってんから、やっぱり生駒市さんのお話、ある程度のことは理解はできますからね、私も、これだけが連携違うから、そやから仲良く今後していかないかんから、おおむねでっせ、1日1体をおおむねとして100体ぐらいを大体、向こうとの話では100体を限度としますよという申し合わせをされたというように聞いているからね、そういう方針でやっていただけないでしょうかということ、まず、課長、どうですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほどから申し上げておりますように、一応、平群町の御利用に支障のない範囲で受け入れをさせていただきたいというところでございます。それから、年間については、協議の中では、おおむね約100体ぐらいであろうかというところで予測をしているというところでございます。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

えらいもうしつこいようでごめんね。これ、一番大事やと思うねん、ここだけな。ここだけ皆さん、議員さんもやっぱり聞いておられると思うねん。大事なことやと思う。せやから、やっぱりそれは一定ね、ある程度守っていただきたいなど。この27年度、4月1日からね、その以降については、どのような実績が出てきて、いろんな協議を、それは別ですよ。まず、スタートはそういう形で守っていただきたいと思いますねけど、守っていただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

守るというんですか、その点については十分加味をした中で、運営に当たっては進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

肝に銘じていただいたという御理解をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議 長

高幣君。

○7 番

いまいろいろと、議員さんからいろんなお話があるんですが、私がちょっと最近のお葬式で感じたことを一言お述べさせていただきます。

というのは、よくお葬式は11時から、あるいは12時からと、こんなふう決められてやっておられます。もちろん我がほうの野菊の里でやる場合ですと、11時は11時で、あるいは12時は12時で、ある時間的なところは消化されてると思うんですよね。ところが、昨今、あちらこちらで家族葬の葬儀業者が出てきてるわけです。それで、ちょっと感じたのは、お葬式のやり方そのものによって時間が、延長されると言ったら変ですけども、通常は1時間だろうと私は思うんですけども、それが1時間半になったり、30分延びたとか、あるいは、今度、生駒ですから、生駒の全市民対象ということでなっていくわけですから、北部の田原とか、ああいう地域になってきて、出棺なされる時間が遅れる、それから、遅れたらまた交通渋滞にひっかかって遅れる、こういうふうなケースもあるわけなんです。私、この間のケースでは30分、完全に遅れてたわけです。11時から12時でしたか。ところが、30分遅れ、何か見てると、またそこから五、六分か10分か、また御出棺が遅れると、こういうふうな時間帯のずれというのが、交通アクセスという問題から見たらあると思うんです。まだ平群町内でありましたら、特に大きな渋滞というものにはぶつからないと思います。でも、北部の田原の方向とか、清滝の方向から今度お受けになった場合は、その辺の時間差攻撃っていうんですか、渋滞というんですか、こういうことも考えないといけないと思うんです。そういう意味では、やはりきめ細かな受け付けっていうことが大事ではないかなと。例えば、私、生駒の実態は知りませんが、生駒市役所が受けて、そして手配をされると、ならば、それはそれでいいんですけども、葬儀業者が自分のほうの都合でそういうふう延びるような形になってくると、いわゆるうちの窓口が混乱するんじゃないかなと、こんなふうに心配しておりますので、やはりそういうところも十分に考えた上で、生駒さんと交渉すべきだと思います。

それから、前の全員協議会で私が述べた一つがあるんですが、生駒には動物ショップ、犬のショップがあると思うんです。そうすると、いまの条例から見たら、生駒市の住民であれば受けるということになるわけですね。ところが、動物ショップが住民登録というのはありませんから、こういう場合はどうする

のか。また、生駒さんのその動物ショップで、生駒市の住民であるということがわかってる人を採用しておられれば、生駒市の動物ショップの分まで来るのではないかなという懸念もされると思うんです。

そういう意味で、いろんなケースを、町長、考えていくことが大事じゃないかなと、私はそんなふう感じておりますので、こういうところをもう少し検討していくというふうに考えてほしいんですが、この条例ができたとしても、やはり事務的なレベルで問題が出ないか、こういう点もひとつ十分、城課長のほうでも集めていただいて、やっていただくことをお願いをしておきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

高幣議員、いま御指摘をいただきました。受け付けに当たっては、きめ細かな受け付けが必要やというところがございます。当然、平群町外から受け入れるとなれば、その交通に要する時間の関係等、その辺は加味して受け付けをさせていただくということは、いまもやっておりますし、今後もまたやっていきたいというふうに思っております。

それから、ペットの関係なんですけど、ペットショップからというのは、基本的には受け入れはできません。あくまでも御家庭で使用されている、飼われているペットですね、その辺の受け付けとなります。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

いや、私が申し上げてるのは、ペットショップがじゃなくって、ペットショップの店員さんが、私は生駒市民ですよと言われたら、これ、また問題が出ると思いますんで、そういうところもよく見ていただきたいと、こういうことですので、よろしく願いいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時04分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

引き続きまして

日程第17 議案第53号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第53号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8番

出産育児一時金の支給総額42万円は維持しつつということですが、

安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、いま、産科医療の補償制度が平成21年1月から創設されて、分娩に係ります医療事故により脳性麻痺となられたお子さんやその御家族の経済的負担を速やかに補償されるようになりましたが、今回、いままで3万円ところを、来年1月1日から1万6,000円と減額をされるということでもあります。また、その1万4,000円を出産育児一時金のほうに上げられて、現行39万円を1万4,000円プラスで40万4,000円と増額補正ということで、総額は変わりませんが、ここで、この産科医療補償制度の掛金ですね、分娩機関が日本医療機能評価機構に支払うこの掛金が変わるということですが、この減額の理由がわかれば教えてくださいと思います。

それから、町内でのこの補償制度の現状ですね。

それから、3点目は、本町のここ数年の出生数の推移についてもお尋ねしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま、まず1点目の御質問の補償制度がどのような理由で減額されたのかということなんですけども、こちらのほうで聞き及んでおりますのは、補償対象者数の実績が制度創設時の見込みを下回ったということで、減額が可能になったということで減額されたということでございます。それにあわせて、この分が、本来であれば1万4,000円減額で総額が下がるんですけども、出生費用の実績を見ますと、やっぱり1万円程度以前より上がっておるということで、それを充てられて、総額については変わらないということでございます。

それからですね、補償制度の状況なんですけども、全てが確認がいくかというところなんですけども、大体私どもが確認しておるところでは、奈良県内でも全て入っておられますので、補償は必ずきちっとされているかなというふうに思っております。

それからですね、出産助成金の件数の実績なんですけども、23年度が15件、それから24年度が20件、25年度が15件ということで、そういう実績になっております。

○議長

窪君。

○8番

出産費用、医療機関によったら大変差異がありまして、だんだん高くなっていくという傾向でありますので、全額無料に出産もすべきだと思いますが、こ

れはいい方向性かなと思います。

そして、ちょっと私も聞き方が悪かったんですけども、町内です、町内のこの15件とか20件というのは国保の関係なんですけれども、出生数ですね、何名生まれられてるのか、わかりますでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません。資料を持っていたらよかったですけども、ちょっといまのところそういう資料を持っておりませんので、すみませんけども、最近では、たしか記憶しておりますのは、やっぱり100名を切ってきてるかなと、99名ってというのが、25年度ぐらいそうだったんかなというように思うんですけども、ちょっと実数を持っておりませんので、その点についてはちょっと御勘弁願いたいというふうに思います。

○議 長

窪君。

○8 番

では、合計特殊出生率も、それもわからないですか、いまは。そうですか。また、後からお示しをいただきたいと思いますので、資料でまた後日いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第18 議案第54号 平成26年度平群町一般会計補正予算(第5号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第54号 提案理由説明

○議長

資料の提出がありますので説明を求めます。はい、住民生活課長。

○住民生活課長

本日、机置きさせていただいております資料で、清掃センターの粗大ごみの積替施設整備工事の内訳書を渡させていただいておりますが、これにつきましては、21ページの衛生費、清掃費、塵芥処理費の工事請負費3,270万円の概要でございます。順次、説明させていただきます。

まず、粗大ごみの積みかえ施設として予定しております鉄骨づくりの平屋建て、壁面鉄筋コンクリートづくりでございます。面積といたしまして、幅8.46メートル、奥行き6.605メートルでございます。高さといたしましては6.5メートルの施設でございます。その金額が1,656万3,931円。

タイヤ洗い場でございます。幅4メートル、奥行き8メートルの施設でございますが、設計費112万287円。

それから、駐車場の設置でございますが、これにつきましては幅5メートルの奥行き8メートルということで334万8,563円。

続きまして、土間ステージのA、Bでございます。作業場のスペース、あるいはコンテナ等の置き場のスペースということで、土間ステージを作製いたす予定でございます。これに係る費用といたしまして、土間ステージAで169万6,552円、ステージBで102万3,971円でございます。

それから、外構設備でございますが、建物の土間等の整地でございます。179万3,541円。

それから、解体工といたしまして、現状の駐車場の解体をさせていただく予

定で、84万円の計上でございます。

それから、舗装でございます。これにつきましては、すみませんが、記載をさせていただいてないんですけど、アスファルト舗装が284平米でございます。135万6,108円でございます。

合計、直接工事費が2,774万2,953円ということでございまして、以下、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費、合計いたしまして、消費税合わせまして3,264万7,672円でございます。補正額3,270万を計上させていただいているところでございます。

簡単ですが説明とさせていただきます。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。繁田君。

○11番

16ページで委託料が966万6,000円計上されています。これについては、先ほど、安心生活創造事業の中で地域福祉名簿を作成されるという説明がありました。かねてから地域福祉名簿については、福祉課長のほうから作成をしたいという御発言が何度かあったと思うんですけども、今回、100%補助を得られて着手をされるということになるわけですけども、この地域福祉名簿について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

地域福祉名簿の説明ということでございます。まず、今回の補助対象事業の目的、一つは、6点ございまして、孤立防止のための実態把握と支援、二つ目に地域への参加促進、居場所づくり、3点目に見守り、困り事等の生活支援、4点目に分野横断的な相談支援、権利擁護、5番目に認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者が自立した生活を送るための援助、6点目に当該事業に従事するものの資質の向上、普及、啓発ということで、補助対象の目的というか、そういうふうになっております。今回県のほうの採択を得ることができまして、100%補助というふうになりました。

地域福祉名簿を、具体的にいま考えております内容で申しますと、高齢者につきましては、まずはおおむね65歳以上の高齢者ということで、避難行動支援対象の名簿に比べますと10歳ほど、あるいは15歳ほど若くなります。当然範囲も拡大をされます。それと、それ以外に障がいをお持ちの方、障がいの種別ごとで把握をする、特性がございまして。児童、乳幼児も含めて把握を

してまいりたい。児童虐待もろもろございますし、就学前、就学してからもひきこもりやいろんな問題も含めてございますので、その辺のところも把握をするということで名簿化してまいりたい。特に、個人カルテ的な住所、氏名、性別、年齢、世帯状況、介護度、障がいの種別、緊急の連絡先や、あるいはいま現在、町が実施をしております緊急通報装置、配食、医療キット、ふれあいごみ収集等々を実施しているかいないかということも含めそうですし、それ以外にも主治医、持病やそれ以外のいろんなことも含めて総合的に町として把握をしていきたいというふうに考えております。

これは、先ほど県の補助対象の目的でもありますように、いままでひとり暮らし、あるいは老老世帯の方が孤立化していく、その中でやっぱり生活に困窮するという実態も含めてございますし、障がいをお持ちの方、あるいは小さいお子さんを抱えているいろいろ相談事や、いろんな問題も含めてございます。そういった総合的な対応を、日常、一番住民の身近なところで活躍しておられるのが民生児童委員の皆様です。その皆様に一定程度の情報の提供をさせていただいて、町が進めていく地域福祉事業と、民生委員さんがその地域の皆さんとの間に入って活動していただくための情報の提供を進めてまいりたいというふうに考えております。そのために地域福祉名簿を作成をしていくと。発展的には、民生委員さんがいま多くかかわっておられます小地域ネットワークや見守り活動や、いろんな分野での対応をさらに、民生委員さんを核としながら拡大をしていくというふうにつなげていけたらというふうに考えているところでございます。

○議長

繁田君。

○11番

いままでの災害時要援護者っていうか、避難行動の支援者名簿の枠を越えて、もっと幅広く支援を必要とする方々を把握しようということなんですけれども、実際にこの名簿をつくるための情報収集というのは、じゃあ、民生委員さんが当たられるということでいいのかどうかというのがまず1点と、それから、一応厚労省のマニュアルによりますと、その支援を必要とする方、これは児童の虐待なども含めてですね、孤立死などを発生させない安心・安全のまちづくりという事業目的があるわけなんですけれども、その名簿を調製した後の行動がむしろ大事になってくるわけで、基盤支援っていうふうに書いてあるんですけれども、見守りや買い物などの支援を必要とする方々を名簿で整理をまずしていったって、その方々を支援する地域の体制づくりというのがその後についてくると思うんですね。漏れなく支援を必要とする方々をカバーして支援をしていく

という地域での体制づくり、これが非常に大事になってくると思うんです。

それから、もう1点、厚労省のほうでの原則として書かれているのが、安定的な地域支援を継続するための自主財源づくりに取り組むことということもうたわれています。その点については、まず名簿を立ち上げてのその次の行動になると思うんですけれども、そこも視野に入れての取り組みだと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

3点質問を頂戴しました。

情報を収集してということですが、まず、町が行政サイドで持っております情報がたくさんございます。災害時要援護者名簿のときもそうでしたが、行政が提供した情報を民生委員さんが1軒ずつ訪問し、あるいは行動しておられる中で確認した内容を踏まえて修正をし、それをフィードバックして、より実態に即したデータというふうにしてまいりましたし、また、今回の福祉名簿についても同様にしませんと、行政が持っている情報だけでは実態に即していない部分も含めてあるというふうに判断をしておりますので、当然、提供した情報をフィードバックしていただいて修正をし、更新更新を重ねていくと。より直近の実態に即した状況でのデータ把握というふうに進めていきたいと考えております。

名簿をせっかく作成しても、どういうふうにかかしていくのか、次年度以降、どういうふうにつないでいくのかという質問を頂戴しました。先ほども申しましたように、この名簿をつくるのが最終目的ではございませんし、この補助メニューの中にも書かれておりますように、地域の中でやっぱり孤立化を防いだり、あるいは見守りや日常的な例えば声かけ、話し相手であったり、地域の中で集まれる、いまは小地域ネットワークで、サロンとかでやっておられるところもございますが、それをもっと発展させていく、全地域でやっぱりその取り組みを進めていくということも含めてそうですし、いろいろな相談事もあります。人が人としてやっぱり地域で生きていくためには、当然、家から外出する際に、ともにお買い物であったり、一緒にどっかへ出かけるということも含めて、地域の皆さんが支え合ってともに生きていく、大きな意味ではそういう生活ができる地域社会をつくっていくと。これは、高齢者に限らず障がい者もそうですし、同様に地域の中で理解をし、支え合っていくという、そういう社会をつくっていくということで取り組みをこれから始めていきたいと思っております。

いまの時点で全ての方針が確定しているかと言いますと、そうではございません。やっぱりいろいろ手探りかもわかりませんが、模索をしながら活動を拡大をしていきたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと3点目の財源の関係が、その地域の取り組みを進める団体の財源なのか、行政サイドの話なのか、ちょっともう一つわからないんですけど、その辺のどこだけ、もう一度ちょっと説明をお願いできませんか。

○議長

繁田君。

○11番

地域での取り組みを進めていかれる団体なり何なりが、やはり財源なくしては進めていけないので、どういう形で財源を確保するかということについてもきちっと整理をしておくということが厚労省のほうの原則に挙げられています。主には、赤い羽根共同募金などの活用ということも言われているわけですが、その点についてもしつかり、どのようにするのかという方針を持った上で臨んでいただきたいというふうに思います。

それと、この名簿の共有なんですけれども、これは、災害時の避難行動要支援者の名簿についてはですね、確認というか、御本人の同意がなければ名簿を使えないというふうな状況であったと思うんですね。名簿情報を提供することについては本人に説明をして、確認をして同意をとることというふうになってたと思うんですけれども、今回の地域福祉名簿についてはどのようなルールというか、取り決めになっているのでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

財源の問題です。確かに、おっしゃるとおり、共同募金についても厚労省のほうは指示をしております。共同募金委員会、別に立ち上げておりますので、そちらのほうにも要請し、協力を願うという話になってまいりますので、これをまだ確定はしておりません。その方向で進めてまいりたいというふうに思いますし、いま、既に共同募金委員会のほうでも、幾つかの地域における取り組みについては募金を活用して補助をしているという取り組みも含めてございます。さらに拡大をしていきたいというふうに思います。

それと、もう一つはこの補助対象メニューですが、本年度補正をさせていただきましたのは、主には名簿作成、システム構築になってまいります。しかし、次年度以降は、内容的に地域の取り組みの中で取り組まれる個々の皆さんの研修であったり、あるいは勉強会であったり、いろんなところでこのメニューを

活用できる部分も含めてございますので、一定程度その辺のところも活用してまいりたいというふうに思っております。若干、次年度以降は財源の補助率が変わってまいります、その辺のところも生かしながら進めてまいりたいというふうに思います。

それと、名簿作成にかかわって、あれを共有していくに際しての同意、不同意の問題ですね。一つは、議員おっしゃるとおりでございます。また、同意を本来的に言えばとっていきなさいよという言い方をいままではされてまいりました。ただ、いろいろな捉え方があるというふうに判断をしております。私、いま手元に持っておりますのは、個人情報保護法にかかわる所管課であります内閣府の国民生活局の企画課、個人情報保護推進室がまとめた「よくわかる個人情報保護のしくみ」という資料、改訂版でございます。これは消費者庁から平成24年の4月に発行されております。そこでは、民生委員、児童委員の活動のための情報提供ということで、ケース3ということで説明がされております。「民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます」というふうに、所管するところがこういうふうに申しております。また、参考ということで、厚労省からも平成19年3月、あるいは8月、計3通の通達が出されております。そのことも考慮しながら、ただ、現状の平群町については個人情報保護条例がございますので、条例の解釈の問題も含めてございます。もろもろこのまま何の取り組みもなし、あるいは整理もなしでいきなり公開する、共有化していくということについては支障があるかもわかりませんので、その辺のところについては、この名簿の作成、システムの立ち上げが今年度内を目指しておりますので、それを一つのめどとしながら整理をし、町として整合性を図る形で共有化していけるよう取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長

窪君。

○8番

いまの関連で質問させていただきたいと思います。

県の補助金採択を受けて地域福祉名簿を整備されますが、9月議会でも一部質問させていただきましたが、災害時要援護名簿があり、避難行動要支援者名簿があり、その上のもう少し深い、もう少し大きな枠での名簿を作成して下さるということで、民生委員さんに情報を提供して、本当に町と連携をとりながら、また地域とも連携をとりながらやっていただくということで、特に、民生

委員さんには大変御苦勞をおかけをする形になると思います。作成も、個人情報
報を民生委員さんに提供して、そこから情報収集をしていただき、その最終で
きたものの更新はまた1年に一遍でされるのか、どのような形で、随時更新さ
れるのか、そして、この名簿は、提供者は民生委員さんのみなのか、再度ちょ
っと御確認をさせていただきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

更新については最低1回、あるいは、初年度目から年に2回、3回という話
には多分ならないというふうに思っておりますので、まずは1回、できる限り
人の入れかえと言いますか、転入、転出もございますし、死亡の場合もありま
すし、出産して生まれる場合も含めてございますので、次年度以降、28年以
降、具体的に年に2回、3回というふうに更新をかけていけるものについては
していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、提供は当然、先ほども申しましたように、民生児童委員さん、守秘
義務を適用される皆さん、県知事あるいは市町村長が指導、監督、命令権を持
つ皆さんだけに限って提供させていただきます。

○議 長

窪君。

○8 番

民生児童委員さんに本当に、人数がすごく大きく、65歳以上で、子育て中
の皆さんのも増えますので、大変大きな枠の人数になると思うんですが、そこ
で、災害時要援護者名簿の作成のときもですが、そのときは個人情報に厳しい
からということで、なかなか大変、議会でもあったんですけども、県下の中
でも一応早く、奈良市に続いて災害時要援護者名簿をつくっていただき、その
当時、本当に民生委員さんにもお世話をおかけしましたが、そのときにですね、
やはり平群町の個人情報保護審査会にかけられてるんですけども、今回のこ
の地域福祉名簿に関しましては、この個人情報保護審査会にかけられたのでし
ょうか。まず、その点をお尋ねしたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

個人情報保護審査会のほうにお諮りをさせていただきました。保護審査会、
いろいろ御意見ございましたが、最終的には、名簿をつくることについては何
ら問題ないというふうに聞いております。しかし、これを民生委員さんに提供

するに際しては、個人の同意をとっておくべきだという審査会の意見を頂戴したところでは。

○議長

窪君。

○8番

ということは、災害時要援護者名簿のときも、この保護審査会に町が諮問しまして、そのとおりに進められてると。なぜこのように申しますかと言いましたら、やはり民生委員さんに本当に御苦勞をおかけする中、町としてしっかりこの個人情報保護の手順を踏んどいていただきたいなと思います。災害時要援護者名簿のときも、このようにしっかりと町で個人情報の部分では盤石な体制をとっていただいておりますが、情報収集に行ったときに、もういろんな皆さんが、なぜ来たのかとか、大変なことがあったんですね。ですから、この保護審査会は、ということは、いまの時点では、提供しては厳しいというふうに、私はいまの課長のお話で受けとめたんですが、では、やはり保護審査会がきちんと認められたというふうにはいまの御答弁では受けとめなかったんですけども、今後それにかわるものをお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

非常にお答えしにくいんですが、当然、個人情報保護審査会のほうで、あるいは2回目、3回目というふうにお諮りをし、理解をいただけるのが一番ベターというふうに思います。しかし、最終的に個人情報保護審査会が個人のプライバシー、ところが、いま、私たちが進めようとする福祉名簿の作成、それから、かかわり発展していきます取り組みというのは、平時における住民の生活、あるいはその生命を守っていくための取り組みでありますから、それは当然最優先されるべきだというふうに考えております。公開する相手も守秘義務が適用される民生児童委員さん、県知事あるいは市町村長の指揮命令下にあるということであれば、当然、内部における取り組み者、協力者に対する情報提供というふうに考えておりますので、その辺のところについても、個人情報保護審査会、あるいは条例等、見直しをすること含めて、一定程度民生児童委員の皆さんに負担がかからないように、年度内をめぐりに取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○8番

しつこく言うようですけれども、やはり民生児童委員さんへの御負担ですね、しっかりと町で法整備、審査会では厳しいのであれば条例改正するなり、しっかりとした法整備のもとに行動していただけるように、その点はよろしく願いしておきたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

いまの関連ですけれども、この電算委託料の会社は、基本的には国からの指定の業者なんでしょうか。後のことです、次年度も当然同じような業者になるかというふうに一般的に言ってですね、思うんですけれども、その辺のこと、わかりましたら。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

いま、12月議会で補正を提案をさせていただいたところですので、業者が決定されているということではございません。当然予算承認あつての話でございますので。ただ、一つは、やっぱり住民基本台帳からのデータの吸い上げ、あるいは障がいのデータ、あるいは介護保険からのデータ、いろいろなデータを結合してまいります。平群町、大半の部分、基幹のなす部分の電算処理部門については日本電算がやっておりますので、必然的に随意契約という形にはなっていくというふうに思っております。

○議長

森田君。

○4番

一番お金がわからないのが随意契約ですね、いつもコンピューターの関係がですね、これはどこの企業でもそうですけれども、これは注意深くチェックだけをお願いしたいと思うんですけれども、それはお願いしておきます。

4ページの債務負担行為のところなんですけれども、これ、年数が変わってるんですよね。理由は何なんでしょうか。

それと、もう一つは、固定資産家屋評価システムセキュリティソフト使用料5万7,000円、こんな普通は買ったほうが金利もなくていいんじゃないですか。その2点だけ。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

4 ページの戸籍システムの期間の変更でございます。一応、戸籍システムの期間を1年延長するというところでございまして、理由といたしましては、戸籍システムの経費の節減等、有効なシステムの導入を図るために一応検討を進めているところで、1年間の延長をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長

税務課長。

○税務課長

固定資産の評価システムのセキュリティソフト使用料でございますが、現在ですね、固定資産のシステムについてはですね、MOでバックアップをしている、保存しているものでございまして、いま現在、平群町ではですね、共有サーバーで、一つのいわゆる共有でシステムを運用しておりますので、そのサーバーでバックアップをするということになりますとですね、その情報のセキュリティに対して、そのサーバーをウイルスから保護するためにいわゆるシステムが必要だということのリース料ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

森田君。

○4番

いまの戸籍総合システム機器賃貸料ですか、これ、せやけど、1年間延びれば、当然費用も安くなってくるんでしょうね。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

申しわけございません。ちょっと明快なことは、いま御答弁させていただくのは難しいので、ちょっと確認して、また後ほどお答えさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

12ページの役務費28万、これ、入札の件数が増えたということなんですけども、28万というたらばらばらな金額になるかと思うんですけども、1件100円でも2,800件ぐらいになるんじゃないですかね。何なんですか、これは。

○議長

会計管理者。

○会計管理者

入札としてもそうなんですけども、一般の届ける郵便物も含めてです。昨年、25年度の普通郵便、これ、大と小と封筒の郵送してるんですけども、昨年の同時期で、9月までなんですけども、4,284通に対しまして、ことしの26年の9月まででは5,315通という、1,031通ほど増えております。これだけで、金額的にも11万3,340円増えてるということで、今後、そういうふうな、あと下半期ありますんで、そういう伸びも見まして28万円計上させていただいております。

○議長

森田君。

○4番

増えた理由はわからないんですね。入札件数が増えたのか、入札業者が増えたのか、その辺を明確にお答えください。

○議長

会計管理者。

○会計管理者

入札の件数は確かに増えてるとは思うんです。ただ、何件増えたかというのは、ちょっと私どものほうでは把握はしておりませんので、郵便物の感じで言いますと、件数が増えたということで、その一つに入札の件数も増えてるということで御理解願いたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

その辺をきっちりつかんだ上でですね、議会にもきっちり説明を果たしていただきたいなという、これはお願いをしておきます。

20ページの環境衛生費のところ、特殊勤務手当9万6,000円入ってるんですけど、具体的に何なんですかね、これは。

○議長

休憩するか。

○副町長

休憩を。

○議長

2時45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時37分)

再 開 (午後 2時47分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの森田議員の御質問で、特殊勤務手当9万6,000円の分でございます。この分につきましては、動物の死体の処理ということで、職員が対応する分の手当でございます。1件当たり3,000円の手当ということになります。増額分としては、当初予算で18回を見込んでいたわけですが、現在、10月末で35回の実績で不足が生じております。それとあわせて、35回ですから17回の不足が生じております。今後の見込みといたしまして、年間50回程度を見込んでおるため、あと残り、不足分を合わせてまして50回の予定をしまして、9万6,000円の増額をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

そういうことはきっちり掌握してほしいと、議会に提案する限りですね、それだけ注意を申し上げましてですね、21ページの衛生費、清掃費の賃金、臨時職員1名増えたというのはなぜなんですか。1名増えた理由を教えてください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

賃金の増額分でございます。これにつきましては、清掃、当初、議案の提案説明の中で政策推進課長のほうから清掃員の賃金と申し上げましたが、これ、清掃事務所の事務員の臨時職員が、実は当初予算に漏れを生じておりまして、その分を臨時職員の賃金ということで今回計上させていただいたと、そういうことでございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

本当に失礼ですね、提案説明と全然違うようなことが予算措置されているというのは。これは、本当に残念ですね、議会に対して。

それとですね、それはいいとしてですね、下の15番の工事請負費3,270万、これ、設計委託料はいままで入ってたんでしょうか。補正予算かどうか、当初予算に。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

この分については、当初予算での設計費というのは見込んでおりませんでした。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

そうすると、この工事は、設計施工で工事をされるんでしょうか。普通は、こういうふうな工事についてはですね、設計をして入札するのが一般的だというふうに私は、公共工事の場合は理解してるんですけども、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

この分の設計業務の委託につきましては、時間的な余裕っていうんですか、それがなかったため、現予算での設計業務の委託費の中から捻出をさせていただいて、執行をさせていただいたということでございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

それは、先ほども申し上げました、きっちり議会に説明責任を果たしておられないんじゃないですか。流用することは当然いいわけですけども。だから、これを私は見たらですね、3,270万しかこの建物を建てるのにかからないと思ってたんですけども、いま言うことでは、設計委託費がかかっているわけですね、実際は。

それはいいですが、次回から注意をして説明責任を果たしていただきたいということと、その下のし尿処理費のこの負担金2,059万5,000円です

ね、これの相手側のスケジュールを教えてくださいませんか。なぜ今議会にかける必要があるのか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

スケジュール的には、年度内に事業を執行するというところでございます。これは生駒市との連携の中で、平群町のし尿汚泥等を受け入れていただくために、生駒市の処理施設を整備更新していただくための本町の負担分として、生駒市に負担するというところでございます。

もう少し細かく言いますと、事業費としては7,488万7,000円の事業費の中で、広域連携の促進事業で奈良モデル事業を採択いただきまして、半額の補助金がございます。その中で、生駒市と平群町との負担割合を決めまして、平群町が2,059万5,000円の負担をさせていただくと、年度内の負担をさせていただくというところでございます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

この工事はいつ終わるんですか、生駒の工事は。終わったらすぐ受け入れてもらうべきじゃないですか。その辺のことを聞いているんですね、私は。だから、いつ工事が終わるんですか、生駒の工事が。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

工事については、本年度事業の中で完了される予定です。ただ、受け入れとしては、これは全員協議会の中でも御説明をさせてもうたかとは思いますが、本町の事情を御説明させていただいたと思うんですけど、現委託先の業者との協定がございます。それで28年度からの受け入れということで、受け入れをさせていただくということになっています。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。本町の収集業務との委託契約の契約期間ということで理解しました。けども、1年間であれば、もっと遅く工事していただいて

もいいような感じがするんです。これは生駒市の、相手があることですから結構です。

それとですね、21ページの農業委員会費のところの電算委託料のこの596万、600万弱なんですけども、成果品のイメージをちょっと御説明いただけませんかでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

農業委員会費の電算委託料の完成イメージということでお尋ねです。こちらのほうは、本年4月に農地法の改正が施行されましたことに伴って、これまで農業委員会の資料として整備しておりました農地台帳、これが全国の農業委員会が一斉に電算システム化されるということ、また、その作成された農地台帳及び農地に関する地図情報を提供するということでもあります。こちらのほうは、地図情報については、農業委員の系統組織であります全国段階の全国農業会議が一元的に構築していただけるということで、そちらのほうに農地の地図情報を提供し、また、農地台帳の部分的な情報を提供するということで、こちらのほうはインターネット及び役場農業委員会窓口において閲覧、公表されるという形になります。したがって、一定公開できない部分はありますが、基本的には地図の情報を、農地台帳の農地の情報についてはインターネットで見ていただくことができるというものでございます。

○議長

森田君。

○4番

情報化してですね、どなたでも情報開示できてるという状況になるというふうに、いま課長から御説明がありました。ありがとうございます。ぜひとも早く完成していただきたいと思うんですけども、次は27ページ、教育費の10の幼稚園費のところの給料が下がってるのに勤勉手当はなぜ増えるんですか。

○議長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

幼稚園費の人件費につきましてはですね、まず、今回の人件費全般に関しましては、人事院勧告に伴います職員手当等につきましては、ボーナス等の支給率のアップはあるんですけども、まず、幼稚園の職員につきましては、育児休業で休職してる職員が幼稚園では5人ございます。そういった5人分の給与につきまして、既に育児休業の間につきましては給料がゼロでございますので、

そういった現象が起こってくる。

○議 長

森田君。

○4 番

わからない。勤勉手当はそれでも払うんですか。

○議 長

はい、総務防災課長。

○総務防災課長

その職員の勤勉手当はなくて、在職職員の勤勉手当につきましては、いわゆる人事院勧告に伴います勤勉手当につきましては月数が増えておりますので、その分は増えます。それと相殺しておりまして、職員の育児休業で休まれた方につきましては、給料等につきましてはカットしております。

○議 長

はい、繁田君。

○11番

17ページの民生費の分なんですけれども、扶助費の中で自立支援（更生）医療費が123万8,000円、それから移動支援事業のほうで210万6,000円、これは増額補正されています。先ほどの説明の中で利用が増えたからということだったんですけれども、この点についてもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

自立支援の更生医療と移動支援事業についての説明でございます。難しい部分も含めてございますが、更生医療については、3月から8月の6カ月間での本年度における利用件数、あるいは給付費の支払い状況を踏まえて今年度を予測をした結果、不足額が生じるというふうに判断をさせていただきました。

具体的に申しますと、この6カ月間で265件、月平均にしますと44件、支払いが698万4,936円、約700万円の支出をしております。1件当たりの支払いが1万9,284円ということでございます。これで単純にもう半年間増えるというふうに判断をしますと、259件掛けることの約2万円でございますので、約500万円近い金額が必要となってくるというふうに判断をさせていただきました。当初予算額からその金額を差し引きますと、不足額として123万8,000円の不足額が発生するというふうに推測をしている次第です。更生医療でございますので、不確定要素も非常に多いというふうに判

断をしております。

次に、移動支援でございます。移動支援については、議員も御存じのように、利用対象について、身体、知的、精神、児童というふうに対象が定められております。特に障がい児の利用が近年増えてきております。それと、それ以外にも増える傾向が若干ございまして、この制度を利用しやすいと言いますか、比較的自由に活用できる制度でございます。一般的には介護保険にはない事業のため、ケアマネジャー等からの相談も増えておりますし、ただし要綱上が、介護保険対象者については「全身性障害者及び重度の視覚障害者とする」というふうに定められておりますが、やむを得ない場合等は勘案事項として利用が認められています。また、リハビリの観点からの利用、障がい者の皆さんの外出支援と歩行訓練を兼ねた制度ということで利用される、利用時間数も拡大をしていくという傾向にございまして、毎年増加の傾向にございます。

25年度決算ベースで申しますと年間180、時間数で言いますと2,012時間の利用がございました。26年度、この半年間の状況で106の利用がございまして、時間数で1,260時間、これを単純に倍にしますと212件、2,520時間ということで、25年度の決算ベースを大きく上回る状況にございます。その結果、予測される年間の利用件数、利用時間をもとにして給付費全体を計算をいたしますと不足が生じるということで、今回、210万6,000円の不足額が発生するというところで補正をさせていただいたところでございます。

○議長

ほかに。山田君。

○9番

先ほどの、1点だけ。塵芥処理の施設工事の設計委託料は何かよくわからなかったんですけど、結局どうされてるんですか。設計はされてないんですか。

「金額」の声あり

○9番

そしたら、その金額はどれぐらいなんですか。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

設計委託料の金額ですが、ちょっとすみません、明快な数字っていうのはいま持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○議 長

山田君。

○9 番

後ほど出てくるのかなと思うんですけど、そしたら、これはちゃんと設計が行われて、入札もちゃんとしっかりと行われるということですね。それでいいんですね、そういう理解で。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

執行に当たりましては、緊急的な措置として、随意契約でコンサル委託をさせていただきます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

今回の補正予算の財源は、国の補助にかかわる問題についてはもちろん国、県の決まった率においていただいているんですが、最終的に不足米を5,500万、基金、この間、補正で積み立てた分の取り崩しを行うということなんですけれどもね、一緒に出してもらってる基金の状況の資料を見ると、今年度、財政調整基金については2億1,200万ほど積み上げるという予定にいまのところなってます。今回、5,500万取り崩したことによって、いま、一応予算上で今年度残ってる基金っていうのは、ここに残ってる2億6,341万4,000円と、こうなるんですけれどもね。これでですね、もともと当初予算で、要するに歳入不足があったと思うんですが、それも含めてですね、予算段階の数字になりますけれども、この12月補正が終わった時点でのこの財政調整基金、それから歳入不足を含めて、幾らいま足りなく、今年度予算の中ではなっているのか、その点、ざっとの金額でいいですから、説明していただけますか。

○議 長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、お時間いただきまして、申しわけございません。

非常に、まだ決算の状況まで言及できるほど詳細な積み上げ等を行っていませんが、現状ということで、26年度予算におきまして2億7,200万、いわゆる未確定財源ということで計上しております。大体それぐらいの、ニア

リーで財政調整基金が推移をすればということでございます。

本日おつけさせていただいております基金状況の中で、26年度末の現在見込み額ということで2億9,111万4,000円ということで、あくまでこれは予算上の見込みでございますが、なっております。それを単純に相殺をいたしましたら、約2,000万程度基金で未確定財源を吸収できるのではないかとということでございますが、今後、当然3月とまだまだ予算執行年度続きますので、一応そういう状況にはなっておりますが、25年度の基金の中で、西和消防等で解散のときにいただいた基金等の部分については、今後またデジタル化等々の施設整備に回していかなあかんということでございます。ですので、それを差っ引きますと、いまの段階で約5,000万程度、予算ベースでございますが、歳入不足が生じるのではないかなというふうな見込みでございます。

○議長

山口君。

○6番

別に、決算のことを聞いているんでないので、ただ、その予算ベースで12月補正後どういう状況かっていう、いま、6,000万の西和消防の解散に伴う、あれは昨年度の決算だから、この基金の状況の表で見ると、25年度末に入っているんじゃないんですか。ここの7,898万6,000円の、これとは別のところに積み立ててるんやね。目的で積み立ててるのかな、これ、6,000万。ここへ積み立ててるんですよね。この7,898万6,000円に6,000万入ってるんですか。そういうことですか。そんな、指さしてもうたってわからへんねんけど。ああ、これか、はいはい、わかったわかった、なるほど。

○議長

副町長。

○副町長

お手元の資料の一番上の財政調整基金、25年度積立額のところに6,025万8,000円というのが、いま議員が御指摘の数字でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長

山口君。

○6番

はい、わかりました。それはいいんですけど、いまの現在では、要するに予算ベース上では5,000万ほど穴があいた状態と、最終的にはもちろん不用額の問題とか、そういうのもいろいろ出てくるから、決算がどうなるというふ

うに言ったわけじゃないんですが、ただ、今回の補正のそういう推移を見ると、今回、特別、いままでもともと予定してなかったし尿の生駒市との関係や、それから清掃センターの問題ね、これらの問題で一定一般財源も千万単位で出ていってますから、当然その辺の動きがあるんですが、あとまだ4カ月あるわけですからね、その間にどのようなことが必要になるのかわかりませんが、いずれにしても、もともとあった未確定財源2億7,000万については大体吸収できる見込みということが、大体見込めるということといい、ここだけはちょっと聞いておきたいんです。大体そういう考えでいいんですか。首振ってるけど。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

何分、財政を預かる者としたしましては、そういう推移で何とか財政状況を持ち直していきたいというふうに考えておりますが、ただ、ちょっと3月にもまた新たな補正等ございます。そういう部分では、特別交付税の歳入等々の見込みも含めて今後立てていくわけでございますので、なるべくそういうふうに、我々の自助努力、目標ということで、なるべくそういう形で財政運営をやっていきたいということはここで申し上げたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○7番

先ほど森田副議長から質問がありました例の21ページの委託料の件ですね。農業委員会費、委託料、これは先ほどの説明の中でありました農地集積・集約化対策と、こういうふうな事業だというふうに提案理由のところにお書きになられてるわけですが、これについて、じゃあ、具体的にどういう作業をなされるのか、ちょっとわかる限りでお教え願いたいんですが。

○議長

はい、観光産業課長。

○観光産業課長

具体的な作業内容ということで、先ほども法律の改正に伴って農地台帳の整備ということで、これまで農地台帳につきましては、農業委員会交付金の実施要綱ということの中で、事業の中で一定整備してまいりました。ただ、今回、法改正に伴って農地の中間管理機構という機構も設置されております。奈良県の場合は前身が農業振興公社ということで、担い手サポートセンターということになっておりますけれども、そちらのほうとも一定連携をかけるということ

で、協議をしていくシステムにしなければならないということになっておりますので、そういった法律で明記された細かい項目を一定追加項目として整備していく、また、先ほど、公表する中で全国農業会議所が一定の全国的な構築を図るということで、データ提供していかないといけないという、共通のデータを持ち合わせていくという、そういった作業になります。

○議長

高幣君。

○7番

じゃあ、具体的に公表っていうことは、いつごろから公表されるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

公表の月ですけれども、来年の4月から公表するということになっております。

○議長

高幣君。

○7番

来年の4月ということは、残された3カ月しかございません。その中で完璧なものができるのか、もし完璧じゃなかった場合、また修正を加えていくのか、このあたりはいかがですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回の電算システム改修につきましては、全国一斉に改修されてるということで、おそらく業者のほうも全国規模で展開しておりますので、ちょっと何とも言えませんが、おそらく大丈夫だということで思っております。

○議長

高幣君。

○7番

全国規模でやられるというふうなことから、そういう業者をお使いになるんだろうと思います。多分、最終的には来年、27年4月がこれのスタートということですから、相当町としても協力姿勢を持っていかないと、これは農業委員会も一緒ですけれども、協力姿勢を持たなければできないことだと思いますので、ひとつ頑張ってお願いをしたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

私たちの議会議員の、ページ数で言いますと11ページ、議員の期末手当でございます。今度、60万増額していただけてますけども、間違っていたら間違っていたで、総務防災課長おっしゃっていただきますように。私たちは4.13カ月あったやつが今度の条例改正で4.34カ月に可決を先ほどされたわけですが、その積算根拠でよろしいんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいま御質問のとおり、月数につきましてはそういった形で変更と、先ほどの条例改正のとおりのでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

職員さんの給料につきましては4.1カ月でございました。今後、またこの件は別として、また別の機会でお話をさせていただきたい。私たち議会議員は4.34カ月分の報酬、期末手当をいただくという認識であります、この予算計上。

そこで、人事院の勧告につきましては、ちょっと大きくお聞かせを、総務防災課長、お願いしたいんですけども、この人事院勧告に伴う給料条例の改定でございます。その中で、これは一般会計だけでございます。特別会計並びに企業会計、一般的に3会計ございますけども、そこで、はね返りの分として、退手組合の分、共済組合の分、全体を包含しますと総額幾らぐらいになりますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今回の給料につきましては4月との遡及の改訂、それから交通費等の遡及、あるいは勤勉手当の率の変更ということにつきまして、まず、一般会計での遡及影響額につきましては約1,606万8,000円でございます。それから各特別会計、それから企業会計を含めると1,779万円でございます。この中には三役分の分は含んでおります。三役分を含めると1,779万円、それから、議員の皆様約60万円ぐらいの分を入れますと、総額での

今回の人事院勧告に伴います増額につきましては約1,838万9,000円の予定でございます。

○議長

ほかにございませんでしょうか。住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。塵芥処理費の件で御質問いただきました。測量設計業務の委託として270万を執行しています。

○議長

山田君。

○9番

言葉が私も足らずで、答弁も足らなかったかもわかりませんが、設計費を随意契約したと、工事については入札を行うという理解なんですね。設計費270万の随意契約、私、随意契約が必ずしも悪いとは申しませんが、町長のお考えとしては、以前には、随意契約については余りよくないというようなお話をされたこともございましたでしょう。随意契約はそれなりの理由があって、緊急性があるとか、そういったいたし方ない部分もあると思います。行政運営上もやむを得ない部分もあると思います。そういった意味ではね、入札制度も改革されたということもおっしゃってるんですから、その辺は、わからないところでやる、あえて隠されたわけじゃないですけど、わからないところで進んでいくわけじゃないですか、その大きな随意契約がね。そういう意味では、今後ですね、ちょっと明確にですね、随意契約が悪いと言ってるわけじゃないですよ。流用とかも含めてですね、やっていただきたいと思います、しっかりと。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

御指摘いただきました随意契約のやり方については、今回、緊急性っていうのがかなりありましたもので、やむなくそのような執行をさせていただいたということでございます。

先ほど、その前に森田議員からの御質問でございました戸籍システムの期間の延長分で、経費としてはどうなるのかということですが、その分については、変更としてはございません。ただ、この期間の中で、システムの更新時期がございまして、更新することによって、その業者の決定の際には競争性を発揮した導入をさせていただくとすれば、当然その辺の効果は出ようかというふうには思います。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

いまちょっと、使用料はリース期間が延びれば、5年のやつが6年になればですね、安くなるのが一般社会的な常識じゃないですか。5年で大体、6年目は10分の1になるんです、一般的に言うて。それは、いま、課長の答弁はおかしいと思うんですけども。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。ちょっと紛らわしい答弁で御迷惑をかけております。

いま御指摘いただきました債務負担の変更でございますが、基本的にリース期間というのは5年、60カ月ということで、期間の変更というのはございません。ですので、リース期間等の金額における変更というのはございません。今回、期間の変更ということで、1年間延ばさせていただきました。と言いますのも、今回のそれぞれの三つの業務の、いわゆるスタート時点と言いますか、業務をとり行う時期が27年の1月、2月ぐらいからになるんであろうということで、若干当初見込んでおった、当初にこの債務負担を起こすときよりも事務のスタート時点が遅れてしまったということで、当然その60カ月をそこから逆算していきましたら、翌年度のしかるべき時期までリースの期間が延びるということがございますので、1年間のリース期間を延長をさせていただいたということがございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いまの話でしたら、実質的なリース期間は5年ということですか。5年以降の分はですね、普通は、機器の場合は10分の1ぐらいになるのが一般的だというふうに私は理解してるんですけども、それはないんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。リースという部分の考え方なんですけども、あくまでこの債務負担を打たさせていただいておりますものについては、そのシステムを5年、60カ月という期間で借りるべきということで、その期間に限定した費用の計上をしております。議員おっしゃられたように、仮に60カ月アッ

プした後に、借りておるそれぞれの機材であったり、システムであったりというものについては、当初そのリース契約をするときに、例えば60カ月を超えたものについてはリース料が安くなるという契約をしたりとか、もっと言えば、リース者に対して帰属をするといったような契約をすればとかいうふうなことがございますので、それはちょっと個々のリースによって若干取り扱いが変わってくる部分でございますので、実際に契約した段階でそういうことが判明をするんであろうというふうに理解はしておるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

いま、契約した時点って、これは契約してないんですか、まだ。言葉尻ついて悪いんですが、契約してるんでしょう、もう。してないんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

現在、このシステムの賃料、業務についてはまだやっておりません。先ほど申しましたように、この業務についてはおそらく27年の1月、いま26年度ですので、当初の予算、初年度予算については現年度の予算で措置をして、それ以降の分について債務負担を起こしていくということになっておりますので、まだ業務のところはやってないということでございます。

○議長

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第19 議案第55号 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、税務課長。

○税務課長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

何となくわかりますけど、そしたら、1,080万の新たな起債についてはどのように償還していくんですか。

○議長

税務課長。

○税務課長

1,080万については無利子の県の融資でございます。これは無利子になります。それを残存の残り5年で償還をするということでございます。

○議長

山口君。

○6番

その借りかえのやつは5年以上ということでしたけど、ちょうど5年だったんですか。今度新たに借りるのも5年で償還ということですか。5年以上っていうのはその2件だけで、もうそれ以外には5年以上はないですね。

○議長

税務課長。

○税務課長

5年と5.5年、この2件がございましてですね、県のほうは償還期間は15年というふうに定められてるんですけども、残りおおむね5年ということで

申請をしたいなというふうに思っています。

○議長

山口君。

○6番

そしたら、その一番長いので5.5年だから、いま平成26年で、27年から5年としても32年、ということは31年度以内に基本的に終わるという、前言ってるそのとおりの、首振ってるで、副町長が。ちょっとその辺、5年で終わるといいますか。5年半か5年、これ、借りかえるわけだから5年で終わるということ、それ以上に長いのはないんですね。

○議長

税務課長。

○税務課長

5年以上というのが、現在ない……。ちょっとすみません。

○議長

税務課長。

○税務課長

申しわけございません。まだ、償還、34年まで残っておりますので、5年というのはございません。5年ということじゃなしに、いわゆる3%以上で5年というところではもうないということをお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第55号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第20 議案第56号 平成26年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第56号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

8ページの測量設計委託料、これ、380万そこそこ上がってるんですけども、この工事は議案59号のことなんですか。別なんですか。工事費はまた別に上がってくるんでしょうか。それとも、もう工事費はその範囲内で処理されるんでしょうか。

○議長

はい、上下水道課長。

○上下水道課長

この測量設計につきましては、設計自体は今年度させていただきます、工事自体につきましては来年度、27年度で予定しております。

○議長

森田君。

○4番

ということは、これのところで、接続できるところが早くなると、延長することによってですね、来年度工事すればですね、いうことでいいんでしょうね。

それとですね、補償金の水道の移設なんです。理由はもう少し詳しく言っていたら、何のために水道管を移設したのか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

一つは吉新の踏切西側なんですけど、推進工事の立て坑を設置するに当たって、当初、水道管の位置が我々で予想してた位置とかなり実際に布設されてた場所が変わってございまして、そこでまともにその立て坑の位置に水道管が出てきたもんですから、その分を移設したというのが、額として約280万ほどかかっております。

それと、元山上口駅から上流部分の下水管の布設に当たりまして、ここも結構小さな開発だとかありまして、ここも我々が把握してるマッピングシステムの水道管の位置等とかなり差異がございまして、結果、仮設の水道管の延長だとか、本設部分の延長等も増額になりまして、そこら辺で約150万ほどの増額になっております。

当初予定してた工事の範囲の中の水道移設なんですけど、位置的に予定してなかった部分の延長が増えたというようなことございまして。

○議長

森田君。

○4番

いま、吉新の推進のために水道管が当たったというお話なんですけども、これ、現調をきっちりやってるんじゃないか、設計するに当たってですね、それはわからなかったということですか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

吉新の水道管につきましても、かなり埋設年度が古いもんでして、紙のデータと言いますか、図面そのものもしっかり残ってない部分がありまして、通常ですね、水道の仕切り弁の位置とかで深さだとか位置だとかは大体わかるんですけど、ここの踏切前の水道管につきましては、かなり既にもういろいろ切り回しされた水道管でして、例えば仕切り弁と仕切り弁を結んだ直線上にあるとかいうことでなかったもんですから、なかなか把握できなかつたとおもいます。おそらく相当古い年代に埋設されたもんであったかなというふうに考えますが、当初、ここの部分につきましては、試掘等、ちょっとできなかつたもんですから、ちょっと予定、考えてたこと違うところに水道管が出てきたということございまして。

○議長

ほかにございませぬか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第56号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第21 議案第57号 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第57号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

4時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時52分)

再 開 (午後 4時10分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第22 議案第58号 平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第58号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5 番

幾つかお聞きをします。

8ページの保険給付費のところ、課長のほうから説明では、居宅介護サービス給付費のところ、26年度、予想より伸び率がそんなに伸びなかったと

いうふうな説明があったんですが、当初どれぐらいを伸び率として考えて、今回減額をされるに当たってどれぐらいの伸び率にとどまったのかというのが一つ。

それと、介護認定者が伸びなかったのか、それとも1人当たりの利用率と言うんですかね、それが伸びていない状況があつてこういう状況になったのか、そこら辺はどのように見ておられるのか。

それと、その下の地域密着型介護サービス給付費のところなんですけれども、説明ではグループホームが増えたと、グループホームの利用が増えたということなんです、当初どれぐらいで見込んでおられたのが、現時点、今回増額するに当たってどれぐらいに増えるというふうな状況になっているのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

8ページの居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費について質問を頂戴しました。これは、議員も御存じのように、介護サービス等諸費の中で居宅介護サービス給付費というような七つの事業がございます。順番に申し上げていきますと、居宅介護サービス給付費の中に訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、福祉用具の貸与という7項目ございます。今回減額させていただきましたのは、正直申しまして、25年度に対して26年度これぐらい、いままでの例年どおり伸びていくということ想定して各事業とも増やさせていただいたんですが、そこまでは至らなかった、ちょっと過大に見積もり過ぎたというふうに判断をしております。

しかし、25年度決算ベースと比べますと、要するに訪問介護で申しますと、26年度半年間の状況を踏まえて予測をしました数字では、25年度決算ベースでは2,715件、1億600万円を決算としておりますが、件数で206件、給付費で400万は25年度に比べて増えるというふうに現時点では予想しております。当初予算額のほうが余りにも、それを上回る数字でございますので、結果的に訪問介護では574万8,000円の減額と、同じように訪問看護も12件の減、その上で340万円の減ということでありましたので730万ほどの減、訪問リハビリについては23件増えておりますが、給付費も160万増えておりますが、当初予算が余りにも多かったので70万近くの減額、通所介護で申しますと、25年度と比べると、年度末の予想では137件の増、給付費で750万でございますが、当初予算が多過ぎたために、結果的に630万ほどの減額等々になってまいります。あわせて、総額で3,404万9,

000円の減額というようになった次第でございます。ちょっと当初予算を過大に見込んでいたということが大きな要因で、全体的には利用者、給付額とも、25年度ベースよりも増えているという状況でございます。

次、地域密着型でございますが、こちらのほうについても幾つかの事業が中にごございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護短期というのがございます。全体的に言いますと、一番大きな要因は認知症対応型共同生活介護で、ざっと10人近く利用者が当初見積もっていたよりも増えておるといのが大きな要因です。25年度決算ベースとの比較で申しますと、26年度、最終的には94件の増、給付費で2,700万円ぐらい25年度ベースと比べると増えるというふうに予測をしております。そこまで増えるというふうに判断をしておりませんでした。ほぼ同額を想定しておりましたので、当初予算と比べると2,810万円の不足が生じるということでございます。それ以外、若干増えたり、あるいは減ったりがございまして、あわせて、地域密着型介護サービス給付費では3,329万6,000円の補正ということでさせていただいたところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

相当伸びてるということがよくわかるんですけども、今回の補正予算、基本的には給付費の伸びを法定の国県支出金、それから町のほうの一般会計からの繰り入れ、あと残り、本来介護保険会計で持つべき分全て、全く全額を基金から繰り入れという内容なんですけど、これで基金の繰り入れは3,700万ぐらいになってるんですかね。3,800万になってるんですね。もともと1億4,500万ほど基金があったと思うんですが、それが3,800万、予算の段階で少なくなってる。

いや、それでね、そのことはいいんですけども、一方で、補正はしてないけれども、保険収入のほうはどういう状況になってますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

すみません。ちょっと補正の関係だけしか持ってきませんので、保険収入がいま現状どうなってるかって、ちょっといま資料を持ち合わせておりません。

○議 長

山口君。

○ 6 番

別にいいですけど、なぜ聞くかというとな、来年4月から3年に一度の見直しで、来年度から、もうこのままだったら間違いなく1号被保険者の保険料は、この財政から見れば上げざるを得んやろうというふうになるわけですよ。それを見る場合にね、この3年間、ことしが5期の最終年度になりますから、いまこの補正だけを見たってわからないんで、いつも介護保険会計については、補正予算を出した後がその時点での一番新しい決算見込みだって、こういうふうな答弁になるんでね、それで聞くわけですよ。要するに、歳入のほうは別に補正を上げなくっても、収入が例えば増えてても補正を上げてなくってもいいわけですからそういうふうになるんですが、できたらですね、ことしは特に見直しの最終年度になるということで、きょうでなくて結構ですから、その予想についてもね、ちょっとどこかでしかるべく明らかにしていただければなど、できたら資料として出していただければなどというふうに思うんですけど、その辺、どうですかね。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

また改めて資料としてはお出しさせていただきますが、いまわかる範疇で申し上げたいと思います。あくまで決算ベースで申し上げました予測になりますので、平成26年度給付費の決算見込み額で、執行率99%というふうにしまして14億9,300から400万ぐらい、それと、地域支援事業の決算見込みということで、これも施行率93%というふうに見込みまして3,200万か300万ぐらい、合わせまして15億2,600から700万ぐらい。1号保険料の収入見込み額ということでは、この11月状況における特徴調定額で収納率100%ということですので3億3,540万ほど、同じく11月の普通徴収の調定額で収納率96%ということですので2,846万円ほど、あと11月段階における滞納調定で収納率33%で69万7,500円、合わせてざっと3億6,455万円ほどになります。

したがいまして、歳出見込みの15億2,690万ほどに掛けることの1号の負担割合26.665%で4億600万から700万程度、それ以外に必要額ということで、その金額から収納予定額である3億6,450万ほどを差し引きますと、不足額が4,200から4,250ぐらいということで、結果的に基金取崩額がこの額の範疇に入るか、あるいはそれに近い数字になってくるのではないかとというふうに予測をしております。現時点で言えば、その4,200から4,250万ぐらいの基金取り崩しをしますと、基金残高が1億数十

万円ということでございます。

○議 長

ほかにご覧いませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することにしたしました。

続きまして

日程第23 議案第59号 平群町公共下水道三里・平等寺地区国道バイパス（東側）工事の変更請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第59号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第24 同意第4号 公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第4号

公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

公平委員会委員 大塚昭治は、平成26年12月18日をもって任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成26年12月9日提出

平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字鳴川188番地

氏 名 大塚昭治

生年月日 昭和15年11月1日

以上でございます。

○議 長

町長、説明をお願いします。

○町 長

ただいま朗読のありましたように、同意第4号の公平委員会の委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、公平委員会委員の職務は、地方公務員法第8条に明記されているとおり、職員の給与、勤務時間、勤務条件等に関する措置の要求を審査、判定し、そして必要な措置を講ずるとともに、職員に対し不利益処分についての不服申し立て等に対する採決、そして決定するという重要な役割を持った役職であります。任期は4年となっております。

現在、委員として御活躍いただいております大塚昭治氏は、昭和56年7月から公平委員会委員に御就任いただいておりますが、今回は平成22年12月19日から御就任いただいておりますが、今月で4年の任期満了を迎え、平成26年12月19日より、引き続き町の公平委員会委員として、これまでの御経験を生かしていただきまして、平群町のために御活躍いただきたいと考えております。

議員各位の御賛同いただきますようお願いいたしまして、提案の理由といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第 2 5 号 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 宮前吉男は、平成 2 6 年 1 2 月 2 0 日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 9 日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴 1 2 7 0 番地の 2

氏 名 宮前吉男

生年月日 昭和 2 4 年 9 月 2 7 日

以上でございます。

○議 長

提出者の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま朗読のありましたように、同意第 5 号の固定資産評価審査委員会の委員の選任に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、固定資産評価審査委員会委員は地方税法第 4 2 3 条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために設置された大変重要な役割を持った役職であり、任期は 3 年となっております。

現在、委員として御活躍いただいております宮前吉男氏は、平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日より固定資産評価審査委員会委員に御就任いただいておりますが、今

月で3年の任期満了を迎え、引き続き町の固定資産評価審査委員会委員として、これまでの経験を生かして、平群町のため御活躍いただきたいと考えております。

各議員の御賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

同意第5号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第26 同意第6号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第6号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 辰巳健二は、平成27年1月25日をもって任期が満了することから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成26年12月9日提出
平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字福貴1529番地

氏 名 東 伸幸

生年月日 昭和45年5月13日

以上でございます。

○議 長

提出者の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま朗読のありましたように、同意第6号の教育委員会の委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものとなっております。

東氏は、平群町社会教育委員、平群町スポーツ推進委員、平群町子ども会育成者連合会会長、平群町連合PTA協議会会長などを歴任され、地域の子どもの育成や教育に大変御尽力いただいております。自身は、過去に全日本学生ハンドボール選手権大会で優勝されるなど、輝かしい経歴をお持ちであります。このような経験を生かしていただき、平群町の教育行政のために御活躍いただきたいと考えております。

各議員の御賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第6号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで時間延長を行います。午後6時までといたします。

日程第27 請願第1号 ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める請願書

を議題とします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

平成26年第6回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第1号

受理年月日 平成26年11月25日

件名 ゆめさとこども園の安心・安全な通園体制を求める請願書

請願の要旨

要旨 現在のバス利用者に対して2年間に限り、現行サービスの維持を図るとしてあります。その期間を5年ぐらいに延長すること。

また、その際必ず職員の添乗を確保すること。

理由 現在、4月からのゆめさと認定こども園の開園に向けて、保護者説明会などが行われて来ています。その中で、現在バス通園をしている園児について2年間については現行サービスを維持すると説明がされています。しかしながら年子で、バスに職員が添乗しての送迎があることから幼稚園に見学にも行き入園を決めた経緯があり、入園時にも2年で送迎が打ち切られるという話は聞いていません。普通免許を持たない者にとっては、職員による送迎手段が廃止されるのは非常に困ります。取り分け、小学校低学年の下校時とこども園の

下校時が重なることにより子どもが学校から帰って来るのを迎えることが出来ない状況になります。子どもの安全面からも非常に不安です。また現在幼稚園で行っている「のびっこ」に参加している保護者は、子どもがスムーズな就園に繋がるようにと利用しています。施設の場所が遠くなり、なお且つ職員による送迎体制が無くなれば、せっかく先生や園の雰囲気慣れスムーズに就園出来ると考えていたことが、出来なくなるなどから、少なくとも5年くらいは現行のサービスの維持を図っていただきたいと考えます。併せて、現在タクシーを利用して現行サービスの維持を図るとお聞きをしていますが、その際職員の添乗が無いともお聞きをしています。

子どもの行動は予測できない問題も多く、また事故等に巻き込まれた場合等、運転手の方だけでは、到底対応出来ない場合が発生します。子ども達の安心・安全な通園を保障するうえで、職員の添乗は公的責任の上からも確保されるべき問題と考えています。

以上の点を再考していただき、子ども達の安心・安全の通園体制を確立していただきますよう求めるものです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

請願者の住所及び氏名 平群町椿台4-2-18 伊藤英子

紹介議員 植田いずみ

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。植田君。

○5番

ただいま事務局のほうから朗読いただきましたとおり、現在、平群幼稚園に子どもさんを通園させ、また、下のお子さんも4月から開園するゆめさとこども園に通園を希望されてる保護者の方の切実な声であります。

請願者の方に限らず多くの保護者の方々は、自分の子どもがどこの幼稚園の教育方針が合うのか、どんな教育方針の園で育てほしいのか、見学もして、いろいろ考えて入園を決められてるとお聞きをしています。

そのような中で、請願者の方も見学に行かれた際にあることがあり、そのときの園の対応が、迅速に対応されたことに非常に、ここに子どもをお願いしようと思われたということもお聞きをいたしました。ある意味、信頼されて平群幼稚園を選ばれました。そのときには、普通免許を持っていないこともあり、当然下のお子どもさんの入園のことも考え、職員が添乗して送迎があることも大きな園を決める要素になったとおっしゃっていました。職員の添乗がないこと

もそのときには一切説明がなかったそうです。そうなれば、当然現行サービスが維持されることを前提に入園の判断をされるのは当然ではないでしょうか。

この北部地域の路線バスを使っただけの送迎ってというのはもう20年以上続いています。私の子どももこれを使わせていただいて平群幼稚園へ通園をさせていただきました。そういう意味では、それが新たな場所、施設が場所を移転することにもかかわらず、現行サービスを維持すると言いながら、現在のバス利用者にも2年間だけで打ち切るといって、非常に理不尽な対応だと考えます。

また、請願書の中にもありましたが、スムーズな就園をさせたいと通っていた「のびっこ」の子どもたちや保護者の方々にも大きな影響を与えます。

普通免許を持たない保護者が路線バスやコミバスなどを使って送迎をすることになれば、これは北部地域に限ってですが、3年間で交通費が100万円近くになると、これは運賃が子どもの倍、送り迎えで4倍になるということで、大きな負担にもなる。北部地域からはゆめさとこども園には通わすことができないという状況になりかねません。

また、もう一つ、大きな問題として、現在、現行サービスの維持ということで、タクシーによる送迎を検討されているようですが、そこに職員は添乗しない、タクシーの運転手さんのみで送迎を行うことにも、多くのお母さんから不安の声が聞かれています。運転手の方には安全運転に専念をしてもらうことが基本であり、車内での子どもたちの対応まで運転手に委ねるといえるのは、安全・安心な送迎を確保できるとは到底考えられません。公的責任の放棄であると言わざるを得ません。

今回の請願は、このような問題を抱えている通園体制に対して、安心・安全な体制への、最低限でもこれだけは確保してほしいという保護者の切なる思いです。ぜひ皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4 時 5 3 分)